政策フォーラム発表論文

# 2025 年度 PB 黒字化を可能にする 税制と社会保障の改革

慶應義塾大学 土居丈朗研究会 金融・財政分科会② 平山晃大 入江舞香 宮本なつ子 益子礼於 綾井祐介 水本雄介

2018年 11月

# 要約

第 1 章では日本が抱えている課題を示し、なぜ我々がこのテーマを選定したのかを述べる。

わが国の基礎的財政収支(以下 PB) は恒常的に赤字であり、それが累積して債務残高が増大している。そして、近年この黒字化を目指して試算や計画を実行してきた。しかし、2020年度を目指していた黒字化は消費税増税分の用途変更により頓挫し、達成時期を5年先送りして2025年度まで延期された。

確かに債務を円建てて発行するわが国では債務が直接的に財政破綻を引き起こす可能性は低いが、PBの健全化は財政硬直化や、世代間の不公平拡大・将来への負担先送りを回避するためには必要である。

今までも財政の再建方法に関しては多くの論文や考察が行われてきたが、これらの先行研究の多くは消費税率を 10%超に引き上げることを含んだ提言となっている。その意図するところは論理的だが、消費税率の引上げは、結局 1997 年度から 2014 年度まで実現せず、加えて当初 2015 年 10 月に行う予定だった 10%への引上げは、2 度も先送りされ、2019 年 10 月まで延期された。このことから、消費税増税に依存した形で財政健全化を行うと、逆に消費税率が引き上げられないと財政健全化が実現できないことになりかねない。

そこで、本研究では、消費税率の 10%超への引上げを前提としない形で、2025 年度の PB 黒字化が達成できるような歳入・歳出面両方におけるパッケージ政策を提言することを目指す。

第2章では日本が抱えている問題を具体的に述べ、政府が試算でどの程度赤字を見込んでいるのかを述べる。

日本では少子高齢化に伴い年々社会保障費が増大する。また、債務に関しては公債残高が類を見ない速度で増加している。第1、2節ではこれらを踏まえ改善策を検討する必要があることを述べる。

第3節では政府試算の見込みの甘さを述べる。内閣府が公表している「中長期の経済財政に関する試算」(2018年7月;以下、中長期試算)によると 2025年度の PB は 2.4 兆円の赤字と予測している。この値は日本経済の名目成長率が 2025年度頃には 3.5%前後に到達していること(成長実現ケース)が条件となっている。しかし、その成長率の試算は甘く、成長率が鈍化すれば PB はさらに悪化すると考えられる。その際、具体的にどれ程悪化するのかを算出する為に中長期試算を独自で詳細に分析し、経済成長率が変わると結果的に PB にどう影響を及ぼすか具体的に算出する。

第3章では先行研究と独自性について述べる。

本項では歳出改革と歳入改革の検討を同時に試みる。歳出改革の面では独自の中長期試算の分析に基づく歳出額の計算と医療・介護一体となった改革を行っており、歳入改革の面では炭素税の分析を具体的な数値レベルまで検証しており、これらの点は本稿独自のものであると考える。

第4章では歳出・歳入改革がPBに与える影響について、定量的な分析を行う。

第 1、2 節では中長期試算における成長実現ケースの名目成長率が高いことを踏まえ、独自に 2019 年度以降の名目成長率を導出する。導出方法は、全要素生産性(TFP)と物価上昇率の中の GDP デフレーターの値について、内閣府の予想している成長実現ケースとベースラインケースそれぞれの値の中位値の値になると仮定して、推計する。そして、この推計により導出した、成長実現ケースの名目成長率より低い、独自の名目成長率に基づき、上

で述べた中長期試算の再推計を行う。その結果、内閣府は 2025 年度の PB を 2.4 兆円の赤字と試算していたが、我々の推計下では 5.3 兆円の赤字となった。そこで、この 5.3 兆円の赤字を埋めるような政策提言を考える。

第3節では医療・介護制度について現状分析し、第4節では歳入改革において新設税の導入を検討する。

第5節では、我々が提案する仕向地主義炭素税のしくみについて述べる。

日本ですでに導入されている地球温暖化対策のための税(温対税)は海外の炭素税に比べ安く、使途は地温暖化対策に限定される。そこで国際的水準に合わせた炭素税を導入し、財政健全化に充てることが考えられるが、以下の二点懸念点が生じる。温対税のように生産段階への課税とすると、生産者の利益が減少する点と輸出品も課税対象とする場合、国際競争力が低下する点である。そこで、これらの問題点を解決できる仕向地主義炭素税の導入を提案した。これは仕入税額控除と輸出品の免税を炭素税に取り入れた税である。

第5章では具体的な政策を歳出面と歳入面から提言する。

第1節では歳出面において医療・介護制度について分析する。医療制度改革においては、政府が考えている地域医療構想と医療費適正化計画について改革効果を精緻に分析する。地域医療構想の改革は、地域医療構想を反映させなかった場合の医療費と反映させた場合の医療費の差を取り計算する。具体的には、地域医療構想は入院医療費に関係する改革であるため、2025年度の入院医療費を推計する。すると、地域医療構想を反映させる前の入院医療費が約9.6兆円、反映させた後は約6.3兆円であるため、この改革効果差をとって、3.3兆円と推計された。

次に医療費適正化計画が 2025 年度 PB 黒字化に与える影響を考える。医療費適正化計画では改革努力によって 2023 年度に 0.8 兆円医療費を抑制できるとされている。そこで、0.8 兆円のうち税財源の抑制分を算出した。ここでは 2023 年の抑制額だが、これを線形補間し 2025 年の抑制額を求めた。そして、2025 年度の抑制額のうち PB 黒字化に影響を与える額を算出し、0.49 兆円抑制できることが分かった。

介護改革については、介護費用抑制の可能性について提言する。本稿では①軽度者向け生活援助サービスの見直し②一人当たり介護費の地域差是正の二つのアプローチから将来的に出現する介護費用額を抑制できることを示した。①に関しては、「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し」において、厚生労働省は、「予防給付から地域支援事業への移行による費用の効率化」として、予防給付としたままにすると、介護費は年5~6%増加するのに対し、これを地域支援事業に移行すると、年3~4%の増加(にとどめるように市町村に指示)とすることができると見込んでいる。後者の②に関しては、要介護者一人当たりの介護給付・要介護認定率において地域差がある現状に注目し、過剰なサービスを行い一人当たり介護費に多くを費やす地域の公費負担額を見直すことにより、介護費用を抑制できると考える。すると、2025 年までに介護費は0.51 兆円抑制できると算出された。

第2節では、PB改善に必要な財源として、上流の電力のみに課す仕向地主義炭素税の具体的な炭素税額を算出する。まず、データが揃う2016年度の値を用い1トン当たりの炭素税額を算出する。そして、炭素税導入にあたって懸念される課題を3点示して解決し、政策提言の実現可能性が高いことを示す。

以上のような、歳出抑制と税収確保によって、2025 年度に 5.3 兆円の収支改善が可能となり、我々の改革策を実行することで、現実的な経済成長を前提としつつ、2025 年度の PB 黒字化が達成できると考えられる。

# 目次

## はじめに

## 第1章 問題意識

第1節 2025 年度までの黒字化を目指す理由 第2節 2025 年度の黒字化達成は可能か

## 第2章 現状分析

第1節 少子高齢化の進行と社会保障費の増加

第2節 借金の現状

第3節 内閣府「中長期試算」の概要

## 第3章 先行研究

第1節 財政再建に関して

第2節 日本の経済成長率の見通しについて

第3節 論文の独自性

## 第4章 分析

第1節 独自の推計に基づく中長期試算の詳細

第2節 経済成長率の見直しと中長期試算再推計

第1項 独自の経済成長率の導出

第2項 中長期試算の名目成長率見直しによる再推計

- 1 税収等の再推計
- 2 PB 対象経費の再推計
- 3 中長期試算の再推計

第3節 2025年度までの医療・介護費推計

第1項 医療費の分析

第2項 自然体の介護給付の推計

第4節 新設税の検討

第5節 仕向地主義炭素税の導入

## 第5章 政策提言

第1節 歳出改革

第1項 医療費削減

第2項 介護費削減

第2節 歳入改革

第1項 仕向地主義炭素税額の算出

第2項 実現可能性

- 1 炭素税収確保の懸念
- 2 経済阻害要因の検討
- 3 逆進性の検討
- 4 本稿のまとめ

参考文献・データ出典

# はじめに

わが国の財政は、歳出が税収等を上回る状況が続いており、国の公債残高は増加の一途をたどっている。平成30年度末の公債残高は約883兆円にのぼる見込みであり、国民1人あたり約700万円もの借金を抱えることになる。また高齢化が進展し、総人口に占める65歳以上人口の割合(高齢化率)は昨年27.7%に達した。2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になるため、今後も社会保障費は増加するだろう。財政赤字の拡大は、公的サービス水準の低下や世代間格差の拡大、経済活動の縮小や政府財政への信認低下といったさまざまな弊害をもたらし、国民の生活に大きな悪影響を与える。

そこで私たちは、目指すべき日本社会の将来像を「国民が安心して暮らせる持続可能な社会」と設定した。このような社会を実現するには、一刻も早い財政健全化が必要だ。本稿は、国民が安心して暮らせる持続可能な社会を実現する財政健全化策を提言する。

わが国の財政健全化策については、経済同友会(2018)など多くの提言が既に出されている。その多くは、消費税率を10%超に引き上げることを含んだ提言となっている。しかし、消費税率の引上げについては、結局1997年度から2014年度まで実現せず、加えて当初2015年10月に行う予定だった10%への引上げは、2度も先送りされ、2019年10月まで延期された。このことから、消費税増税に依存した形で財政健全化を行うと、逆に消費税率が引き上げられないと財政健全化が実現できないことになりかねない。

そこで、本稿では、消費税率の10%超への引上げを前提としない形で、2025年度の基礎的財政収支黒字化を実現する具体策について検討する。

# 第1章 問題意識

# 第1節 2025年度までの黒字化を目指す理由

政府は、2020年度を目標に基礎的財政収支(以下PB)の黒字化を目指してきたが、2019年10月に予定されている消費税引き上げによる増収分を幼児教育の無償化に回すこととしたため、2018年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で、黒字化時期を2025年度に先延ばしした。1

しかしながら、この 2025 年度という目標を達成せねばならない理由は多く存在する。団塊の世代全員が後期高齢者(75歳以上)となるのがこの年であり、以後社会保障費が増加すると見込まれるからだ。

また金融情勢の観点でも 2025 年度までの黒字化が重要だ。2013 年以降、過去に例を見ない低金利政策が推進されてきたが、2020 年代中盤から後半にかけて終わりを迎えると考えられる。最悪の場合、国債の長期金利が 5%台中盤まで上昇する事態となり、180 兆円の債務増加を招くと予想される(三菱総研 2017)。このように、債務増加のリスクは非常に高く、金利の上昇に備えた政策が必要となる。

# 第2節 2025年度の黒字化達成は可能か

2025年度にPBを黒字化するとの目標は掲げている。しかし、内閣府が公表している「中長期の経済財政に関する試算(以下、中長期試算)」(2018年7月)では、成長実現ケース(詳細は後述)でも、2025年度の黒字化に目途が立っていない。中長期試算によると、成長実現ケースで2025年度のPBは2.4兆円の赤字となっている。

その上、その赤字をどのように解消するかについても、現時点で政府はコミットしていない。赤字を解消するには、歳出を削減したり税収を確保したりする必要がある。中長期試算では2020年度以降の追加的な歳出改革については何も行わないことを前提に試算されている。だから、追加的な歳出改革を行うことで収支改善ができる余地はある。しかし、政府は2025年度までにいくらの歳出削減を行うかについて、数値目標も伴った計画を立てていない。

他方、歳入面では、経済成長が促されれば、税率を引き上げずとも税の自然増収が得られる。しかし、税の自然増収は、中長期試算では既に織り込まれている。それでもなお、成長実現ケースで2025年度のPBは2.4兆円の赤字が残るとの見通しとなっているから、経済成長を促すだけでPBを黒字化することは困難である。それでいて、追加の増税について政府は何も決めていない。

このように、2025 年度の PB 黒字化は、政策目標ではあるが、達成できる保証はないのが現状である。本研究では、上記で触れた懸念点の解消を通じた、持続可能な日本財政の達成に尽力したい。

-

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> むろん、基礎的財政収支の黒字化を目指す理由の一つは「財政赤字の累増は財政の持続可能性(サステナビリティ)に対する国内外の信用を失うことにつながる可能性がある」 (尾崎 2012)という点である。その意義についての議論はあるが、本稿では、政府が基礎的財政収支黒字化を財政健全化目標に掲げていることを前提として議論を進める。

# 第2章 現状分析

# 第1節 少子高齢化の進行と社会保障費の増加

わが国では少子高齢化が進行している。公益財団法人生命保険センターによれば、日本の少子高齢化は2011年から始まったとされており、今後さらなる進行が見込まれている。 内閣府は2016年度の高齢化率を27.3%と発表しており、これは2010年度の数値と比較しても4.3%増加している。同センターの予測では2040年度には65歳以上人口の割合は36.1%に達する見込みである。また、高齢者1人を支える生産年齢人口も2010年度の2.8人から2020年度には2.0人、2040年度には1.5人まで減少する予測である。

少子高齢化に伴う社会保障給付費の増大も大きな懸念点である。2000 年度には 80 兆円 弱であったのに対し、毎年給付費は増加し、2017 年度には 120.4 兆円とここ 17 年で 1.5 倍ほどに増加しているのだ。(国立社会保障・人口問題研究所 2017)さらに、将来予測では 2025 年度には 148.8 兆円まで社会保障費は増加する見込みであるみずほ総研(2017)。社会保障費の対 GDP 比も同様に上昇しており、2000 年度時点で 17%ほどであったが 2017 年度には 21.8%となり、2025 年度には 24.4%まで増加すると計算されている。

# 第2節 借金の現状

日本の債務に関して、財務省「日本の財政資料」(2018)によれば、1960 年代に赤字国債と建設国債の発行を開始して以来、公債残高は他国と比較しても類を見ない速度で増加している。2017 年度には公債残高が日本の GDP の 2 倍以上にも達し、また額面では一般会計税収約 58 兆円の 15 年分ほどに相当するようになった。このまま手を打たなければ、公債残高は今後とも膨れ上がるばかりであり、早急に改善策を検討する必要がある。

# 第3節 内閣府「中長期試算」の概要

まず、我々は、基礎的財政収支の2025年度での黒字化を目標とする上で、現在の内閣府ではどのような予測がされているのかを調べた。対象は、内閣府「中長期試算」(2018年7月)である。内閣府は、PBの予想を成長実現ケースとベースラインケースの2つのケースで作成している。なかでも、政府の政策形成では、成長実現ケースが重視されている。2025年度の成長実現ケースは、アベノミクスで掲げたデフレ脱却・経済再生という目標に向けて、政策効果が過去の実績も踏まえたペースで発現する姿を試算したものである。具体的には、以下の前提を置いている。全要素生産性(TFP)上昇率が、日本経済がデフレ状況に入る前に実際に経験した上昇幅とペースで足元の水準(0.6%程度)から1.5%程度まで上昇すること。そして、労働参加率が、女性、高齢者については、足元の労働参加率の上昇トレンドが継続する形で上昇し、それ以外については、「平成27年度雇用政策研究会報告書」の労働力需給推計を踏まえて上昇することである。この下で、内閣府は以下の図のように2025年にはPBが2.4兆円の赤字となり、名目成長率が3.5%となると見込んでいる。

また、ベースラインケースとは経済が足元の潜在成長率並みで将来に渡って推移した場合のことである。

そして我々は、この成長実現ケースの見込みが甘いという見解を持っており、同様の批判が、小黒(2018)島澤(2018)亀井(2018)等からも出ている。彼らは名目成長率を短期的に当てるのは難しく、長期的に見た場合、自分たちが予測したレンジの中に平均的に見てどれぐらい収まっているかが重要だと考えており、過去の内閣府の成長率予想はほぼ外れていることから予測は楽観的であるとしている。そのため、本稿では、成長実現ケースを前提とせず、名目成長率が成長実現ケースより低くなる状況を独自に想定しながら、2025年度のPB黒字化が達成できる具体策について、客観的根拠に基づいて分析する。



図1 基礎的財政収支の推移





出典:図1,2 共に内閣府 中長期試算より筆者作成

# 第3章 先行研究

# 第1節 財政再建に関して

みずほ総合研究所(2018)は、政府が2018年6月に発表した財政健全化計画に関して、歳出改革の強化を主張している。政府の過去の想定ケースの楽観性を指摘すると同時に、社会保障費の増大などを理由に出費の抑制に目を向けている。また、大和総研(2017)の中で、より効果的な歳出改革の必要性を説くと同時に、その程度に関して論じている。

財政健全化には歳出削減だけでなく、歳入増加も必要である。大和総研(2018)によれば、政府債務残高は、対 GDP 比で 104%を超えると成長率にマイナスの影響をもたらす。これは Reinhart, Reinhart and Rogoff (2012)の、ある閾値点での政府債務残高の経済活動への 悪影響に関する過去の実証研究を前提として行った回帰計算を基にしている。したがって、日本政府の現在の政府債務対 GDP 比が 2017 年度時点で 221%であることを鑑みると、長期的 に大きな悪影響を与えると考えられる。

そして大和総研のこの論文では増税による歳入改革だけでなく、抜本的な歳出改革の必要性が述べられている。

# 第2節 日本の経済成長率の見通しについて

民間の大手シンクタンクである大和総研(2018)、みずほ総研(2018)、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(2018)をそれぞれ参照すると、大和総研は、今後 10 年間の成長率を年率平均で名目 1.6%と予想している。みずほ総研・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングが予測する今後 10 年の年率経済成長率も概ね 1.3~1.7%で推移しており、大きく相違はない結果となっている。上記 3 社に加え、三菱総研(2017)によれば労働人口の減少と資本ストックの伸び鈍化により日本の潜在成長率は 2030 年までに 0%に近づいていくことが示唆されており、日本政府が推計する日本の経済成長率見通しは名目で年率 3%前後と楽観的な予測であることは否めない。

# 第3節 論文の独自性

先行研究の多くは歳出改革に着目しているものが多いが、我々は歳入改革も同時に検討しており、その点は本稿ならではの分析の一つだと考えている。

そしてその上で歳出・歳入改革において以下の3点の独自性があると思われる。

我々は内閣府が公表している中長期試算を独自に分析し、PB の算出に必要な税収や PB 対象経費の詳細な値とその計算方法を導き出した。これにより経済成長率の値を変えるだけで PB がどう変化するかを機能的にわかるようにした。

そしてその PB を左右する経済成長率の値に関しても、政府の予測が甘いという仮定の下で政府の成長実現ケースとベースラインケースから新しく算出している。

以上の2点より我々は独自の手法で2025年度のPB予想を立てつつ、収支改善策を検討する事ができた。

またこの論文における歳入改革では、仕向地主義炭素税の導入を核とした。炭素税に関しては、導入自体は議論としては存在したが、1トン当たりの炭素税額や 1kwh あたりの炭

素税額等の具体的な数値をもってその税収を検証したのは本稿が初であると考える。また消費税増税や所得税率の引き上げは、2025 年以降に団塊の世代が 75 歳を超えることで直面する社会保障費用不足を補う切り札として温存し、2025 年度までに仕向地主義炭素税という新設税の導入に踏み込んだ歳入改革は、本稿独自の試みであると考える。

# 第4章 分析

# 第1節 独自の推計に基づく中長期試算の詳細

中長期試算ではPBの予想はされているが、公表されている収入と支出は部分的である。 そこで、この成長実現ケースの内閣府のデータをもとに、国と地方のそれぞれの収入と支 出を分けてPBの内訳を推計したのが次の表群である。

尚、値は以下のように分類されている。

正体・・・中長期試算掲載の値または実績値

斜体・・・中長期試算から逆算した値

太字・・・国民経済計算を基に推計した値

*青字の斜体*・・・地方財政白書から引用した値 **赤字の太字**・独自に仮定をおいて推計した値

表1中長期試算の独自分析(1)

	X 1 ↑ 区为时并27级百万切(1)												
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
税収等													
围	57.1	60.4	60.7	64	68.7	70.7	73. 1	75. 6	78. 3	81. 1	84	87	
一般会 計税収	55. 5	58. 8	59.1	62.3	66	67.9	70.2	72.6	75.2	77.9	80.7	83. 6	
地方法 人税	0.6	0. 6	0. 7	0. 7	1. 7	1.7	1.8	1.9	1.9	2	2.1	2.1	
その他 収入	0. 9	1	1	1	1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.3	1.3	
地方	72.2	73.1	72.8	75	79.8	81. 5	84	86. 7	89. 3	91. 9	94. 8	98	
地方税 +譲与税 等		42. 2	42.8	44	45.8	46.8	48.3	49.9	51.6	53.4	55. 3	57. 3	
地方交 付税等	15. 3	15. 6	15.5	15.8	16.5	16.9	17.5	18.1	18.6	18.9	19. 5	20.3	
地方交 付税(地 方法人税 分)	0.6	0. 6	0. 7	0. 7	1. 7	1.7	1.8	1.9	1.9	2	2.1	2.1	
国庫支 出金	14. 3	14. 5	13.7	14. 3	15.5	15. 8	16. 2	16. 5	16. 9	17. 3	17. 6	18	
うち 社会保障 関係費	9	9.1	9. 3	9. 8	11	11. 3	11. 5	11. 8	12	12. 3	12. 5	12. 8	
その他   収入		0. 2	0. 2	0. 2	0. 2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
国 ・ 地 方純計	99	102. 8	103. 8	108. 2	114. 8	117.7	121.6	125.7	130.2	134.8	139.6	144.6	

出典: 内閣府 中長期試算より筆者作成

単位:兆円(丸めの誤差あり)

まず、税収等について、国の税収を考える。4 行目の一般会計税収は公表されているが、5 行目の地方法人税と6 行目のその他収入は公表されていない。そこで、地方法人税とその他収入に関して、2017 年度以降のものは、2016 年度の地方法人税の実績値に内閣府予想の名目成長率をかけて推計している。ただし、2019 年 10 月に消費税が 10%に引き上げられるため、2019 年 10 月から 2020 年 3 月までは、前の年に比べて消費税が増税される分だけ名目成長率が高くなる。そこで、2019 年度と 2020 年度に関しては、消費税増税による物

価上昇分(0.3%)を、内閣府予想の名目成長率から差し引いて推計した。

次に、7 行目以降の地方の税収等についてである。上に述べた地方法人税はそのまま地方へ渡すことになるので地方交付税の財源となる。したがって、9 行目の地方交付税(地方法人税分)は5 行目の数値を転記している。また、11 行目の国庫支出金については公表されていないので、独自に推計した。まず2017年度と2018年度に関しては、内閣府の決算見込みのデータを用いている。この国庫支出金については、12 行目の社会保障関係費と13行目のその他収入とに分けている。13 行目のその他収入は、国のその他収入と同じく、消費税増税による影響を除いた対前年の名目経済成長率をかけて計算している。そして、12行目の社会保障関係費は、2017年の「新しい経済政策パッケージ」による消費増税の使途変更の影響を考慮する必要がある。この「新しい経済政策パッケージ」により、社会保障関係費は増やされることになった。そこで、国庫支出金の推計をするにあたり、推計方法を記述する前に、社会保障関係費と「新しい経済政策パッケージ」の影響について以下に詳しく記述する。

					1 7 7//	77 121	724 II / 7	ν ι \ <b>-</b> /				
PB 対象 経費	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
囯	75. 8	78. 3	77.3	78.5	81.4	83.3	85.3	87.3	89.4	91	93	95. 4
一般会 計PB対象 経費		75. 6	74.4	76.9	79.1	80.9	82.9				90.8	93. 1
うち 社会保障 関係費	32. 2	32. 5	33	34.2	36.6	37.4	38.3	39.2	40.2	41.2	42	43
うち 地方交付 税等	15. 3	15. 6	15.5	15.8	16.5	16.9	17.5	18.1	18.6	18.9	19. 5	20.3
うち その他	27. 9	27. 5	25.9	26.8	26.1	26.5	27	27.6	28.1	28.6	29. 2	29. 8
地方交 付税(地 方法人税 分)	0.6	0. 6	0. 7	0. 7	1. 7	1.7	1.8	1.9	1.9	2	2.1	2. 1
他 会 計・差異 調整	▲ 0.4	2. 1	2. 3	0. 9	0. 6	0. 7	0.6	0. 5	0. 6	0. 3	0. 2	0. 2
地方	69. 5	70. 9	72	73.8	76	77.3	79.1	80.9	82.5	84.4	86	87.6
社会保 障関係費	33	33.5	34	35.2	37.7	38. 5	39. 5	40. 4	41. 4	42. 4	43. 3	44. 3
その 他、他会 計・差異 調整	36. 5	<i>37. 5</i>	38	38. 5	38.3	38.8	39. 7	40.5	41. 1	41.9	42. 7	43. 3
国 ・ 地 方純計	115	118. 5	119. 6	121. 5	123. 7	126. 1	128. 9	131. 6	134. 5	137. 2	139.8	142.6
うち社 会保障関 係費			57.7	59.6	63.3	64. 7	66. 3		69. 6	71. 3	72. 7	74. 5
<b>国・地</b> <b>方純計</b> うち社 会保障関係費	115		57.7	59.6	63.3				69. 6		72. 7	74. 5

表2 中長期試算の独自分析(2)

出典:内閣府 中長期試算より筆者作成

単位:兆円(丸めの誤差あり)

まず「新しい経済政策パッケージ」の内容としては、国と地方合計で 1.7 兆円を新たに 社会保障関係費として増やすこととしている。そして、その 1.7 兆円の配分は、国が国庫 支出金という形で 1.19 兆円、地方が 0.51 兆円ということが決まっている。 (2019 年は 10 月から消費税増税が決まっているため、社会保障関係費の増加分は約 0.5 兆円と仮定。) 以上を前提として話を進めていく。

表2の4行目の国の一般会計における社会保障関係費は内閣府が公表していて、この数

値は「新しい経済政策パッケージ」の影響は織り込み済みである。ここで問題となるのは、地方の社会保障関係費が分からないことである。さらに、社会保障関係費の重要な点は、国も支出し、地方も独自の財源をもとに支出するが、加えて、国から地方へ「ひも付き補助金」として出したうえで地方が支出することである。したがって、社会保障関係費をこの3つに分解して、かつ「新しい経済施策パッケージ」の影響を加味する必要がある。

そこで、まず、公表されている4行目の国の一般会計における社会保障関係費から、前年からの倍率を計算しておく。

表3 国の社会保障費前年比の伸び率 (パッケージ込み)

		, , , , , , ,	– .	, - ,			· /		
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
国社保関係費伸び率(パッケージ込み)	1.0364	1.0702	1.0219	1.0241	1.0235	1.0255	1.0249	1.0194	1.0238

出典:内閣府 中長期試算より筆者作成

そして、この倍率を基に、表 2,10 行目の地方の社会保障関係費を推計したい。2018 年度は実績値としてデータがあるので、その数値に、先ほど求めた国の一般会計における社会保障関係費の対前年の伸び率をかけて推計している。この10 行目は、国の一般会計における社会保障関係費と同じく、「新しい経済政策パッケージ」の影響を加味した、地方の社会保障関係費となる。ここで問題となるのは、4 行目の国の社会保障関係費と、10 行目の地方の社会保障関係費を純粋に足して国と地方を合計した社会保障関係費とすると、上で述べた国から地方へ「ひも付き補助金」として出して地方から支出される社会保障関係費が二重に計上されることとなる。そこで、二重に計上される部分を求める必要がある。

表 4 地方の社会保障関係費とその前年比伸び率 (パッケージを除く)

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
地方・社保関係費(バッケージ除く)	34.7	36	36.8	37.8	38.7	39.7	40.7	41.6	42.6
地方・社保関係費伸び率	1.0206	1.0375	1.0222	1.0272	1.0238	1.0258	1.0252	1.0221	1.024

出典:内閣府 中長期試算より筆者作成

二重に計上される部分を求めるために、上の表のように、「新しい経済政策パッケージ」 の影響を除去した地方の社会保障関係費を求める必要がある。先ほど述べた「新しい経済 政策パッケージ」の消費税増税による社会保障関係費増加分である 1.7 兆円は、国と地方 が別々に支出するのではなく、国の支出である1.19兆円も、地方へ渡して地方から支出す るものであるため、結局 1.7 兆円は地方から全額出すことになる。したがって、表 2,10 行 目の「新しい経済政策パッケージ」の影響を加味した地方の社会保障関係費のうち 1.7 兆 円は「新しい経済政策パッケージ」の影響分であるので、そこから 1.7 兆円引くと、表 4 の「新しい経済政策パッケージ」の影響を除いた地方の社会保障関係費となる。次に「新 しい経済政策パッケージ」による国庫支出金は1.19兆円であるが、「新しい経済政策パッ ケージ」の影響を除いた国庫支出金額を求める必要がある。ここで、表 1,12 行目の国庫支 出金のうち社会保障関係費の 2018 年度に注目する。これは「新しい経済政策パッケージ」 を導入する前であるので、この2018年度の数値をはじめとして、ある伸び率の値をかけて 予測する。ある伸び率の値とは、上記で求めた「新しい経済政策パッケージ」の影響を除 いた地方の社会保障関係費の伸び率の値と同じ値とした。 (表 4 参照) つまり、上で求め た「新しい経済政策パッケージ」の影響を除いた地方の社会保障関係費を求めた理由は、 この国から地方へ渡す国庫支出金のうちの社会保障関係費で、「新しい経済政策パッケー

ジ」の影響を除いたものを求めるためである。

今、国から地方へ渡す国庫支出金のうちの社会保障関係費の二重計上を、「新しい経済政策パッケージ」の影響分である 1.19 兆円と、「新しい経済政策パッケージ」の影響を除去したものとに分解することが出来た。したがって、この分解した 2 つの数値を足すことで、表 1,12 行目の「新しい経済政策パッケージ」の影響を含んだ、国から地方へ渡す国庫支出金の数値を求めることが出来る。また、国庫支出金のうち社会保障費以外のものは、まず、2018 年度のものを、全体の国庫支出金から社会保障関係費の国庫支出金を引いて計算する。そして、2019 年度以降は、2018 年度のものに、中長期試算に公表されている以下の消費者物価上昇率をかけて独自に推計している。

表 5 年度別の消費者物価上昇率

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
消費者物価	1.5	1.8	1.9	2	2	2	2	2	2

出典:内閣府 中長期試算より筆者作成

これにより、表 1,11 行目の 2019 年度以降の国庫支出金の全額を推計することが出来た。 そして、表 1,14 行目の国・地方純計は、3 行目の国の税収等と 7 行目の地方の税収等を足 して、国から地方へ渡すため重複している 9,10 行目の地方交付税と 11 行目の国庫支出金 を引いて計算している。

そして、残った支出面に関しては、内閣府が公表している PB と、上で推計した税収等が分かっているため、税収等から PB の数値を引いて計算している。それが表 2,2 行目と 9 行目の数値である。そこで問題となるのは国と地方の内訳である。国の支出に関しては、3 行目から 6 行目は内閣府が公表している。7 行目の地方交付税(地方法人税分)は表 1,5 行目の地方法人税の数値である。8 行目の他会計・再調整に関しては、公表されているものと公表されておらず、自分たちで独自に推計したもので誤差が生じるため、ここで計上している。地方の支出に関しては、10 行の地方の社会保障関係費は上で計算したもので、11 行目の地方の他会計・再調整は 9 行目の地方の PB 対象経費の数値から 10 行目の社会保障関係費を引いて計上している。

以上が、内閣府が公表している中長期試算をもとに税収等と PB 対象経費の内訳を独自に推計した詳細である。この表を見る限りでは、2025 年度の PB は、2.4 兆円の赤字となっている。しかし、この税収等は内閣府が成長実現ケースのもと、高い経済成長率をもとに計算したものであるため、現実的に考えて、この経済成長率を低く見積もって改めて推計する必要がある。

仮に内閣府の成長実現ケースよりも低い成長率で推移し、その上で国・地方純計の PB 対象経費が減少したとしても、名目成長率の値で左右される国の一般会計税収、地方法人税、その他税収と地方の地方税+譲与税等がそれ以上に減収し、結果的に PB が更に悪化すると予想される。

# 第2節 経済成長率の見直しと中長期試算再推 計

## 第1項 独自の経済成長率の導出

中長期試算における成長実現ケースでの名目成長率は、第3章第2節で記述したように、 実現するのは困難に思われる。しかし、もう一つのケースであるベースラインケースでは、 PB 黒字化を達成するのはそもそも不可能となるため、我々は、成長実現ケースとベースラインケースの間の名目成長率を独自に導出することとした。

導出方法であるが、今回の推計では、名目成長率を導出する要素である、全要素生産性 (TFP)と物価上昇率の中の GDP デフレーターに着目した。具体的には、内閣府が予測しているそれぞれの値について、成長実現ケースとベースラインケースの平均値をとるとして推計した。まず全要素生産性について、推計を行ったのが表 6 である。

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
各項目(%)	年度								
成長実現ケース	0.6	0.78	0.96	1.14	1.32	1.5	1.68	1.86	2.04
ベースラインケース	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
採用する値	0.6	0.78	0.96	1.07	1.16	1.25	1.34	1.43	1.52
名目成長率控除値	0	0	0	0.07	0.16	0.25	0.34	0.43	0.52

表 6 全要素生産性の独自推計

出典: 内閣府 中長期試算より筆者作成

成長実現ケースとベースラインケースという項目は、中長期試算に記載されているそれぞれのケースにおいての全要素生産性の予測値である。次に、採用する値という項目は、各年度の2つのケースの値の平均値をとっている。しかし、2019年度から2021年度については、成長実現ケースの全要素生産性の値がベースラインケースの値を下回っているため、成長実現ケースの値をそのまま採用した。そして、名目成長率控除値という項目は、成長実現ケースと採用する値との乖離値を計算している。これは、第2章第3節、および第4章第1節に記載した中長期試算の表が、成長実現ケースの名目成長率を用いているため、新しい名目成長率を推計するための、従来の成長率からの目減り分を表している。

次に、GDP デフレーターについて、推計を行ったのが表 7 である。GDP デフレーターは、全要素生産性とまったく同じように導出した。

	1	1 GDF	1 1 1		プルス 日 1世	: F			
年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
各項目(%)	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
成長実現ケース	1.3	1.4	1.3	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
ベースラインケース	1.3	0.9	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
採用する値	1.3	1.15	0.9	1.05	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95
名目成長率控除値	0	0.25	0.4	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45

表 7 GDP デフレーターの独自推計

出典:内閣府 中長期試算より筆者作成

上記より、名目成長率を成長実現ケースより低く推計するための、全要素生産性と

GDP デフレーターの名目成長率控除値が求められた。次に、名目成長率を独自に推計する。先ほど導出した、全要素生産性と GDP デフレーターそれぞれの名目成長率控除値を、中長期試算で用いられている成長実現ケースの成長率から引くことによって推計できる。まとめたのが表 8 である。

表 8 名目経済成長率の導出

年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
各項目(%)	十段	十尺	十段						
名目成長率	2.8	2.8	3.0	3.3	3.4	3.5	3.5	3.5	3.5
全要素生産性による	0	0	0	0.07	0.16	0.25	0.24	0.42	0.52
名目成長率控除値	U	U	U	0.07	0.16	0.25	0.34	0.43	0.52
物価上昇率による	0	0.25	0.4	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45
名目成長率控除値	0	0.25	0.4	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45
変更後の	2.00	2 55	2.60	2.70	2.70	2.00	2.71	262	2 52
想定名目成長率	2.80	2.55	2.60	2.78	2.79	2.80	2./1	2.62	2.53

出典:内閣府 中長期試算より筆者作成

## 第2項 中長期試算の名目成長率見直しによる再推計

#### 1. 税収等の再推計

第1項では、今後我々が使用する新たな名目成長率を求めた。次に、その想定名目成長率により、第4章第1節において細かく推計した中長期試算がどう変わるのか推計し直す。まず、中長期試算において、名目成長率が変化すると値が変動する項目は、税収等のうち、国の、一般会計税収、地方法人税とその他収入、そして地方の地方税+譲与税等の4項目と、PB対象経費の、国の一般会計PB対象経費のうちその他という項目である。そのほかの項目については、名目成長率が変化しても金額が変わらないものとした。

まず税収等の4項目について推計する。内閣府の中長期試算に記載されている、この推計で必要となるベースラインケースと成長実現ケースそれぞれの名目成長率および各4項目の数値と、独自に想定した名目成長率をまとめたのが、表9、10、11である。

表 9 各ケース及び独自に想定した名目成長率

年度 名目成長率	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
成長実現ケース	2.8%	2.8%	3.0%	3.3%	3.4%	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%
ベースラインケース	2.8%	2.1%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.6%
変更後の 想定名目成長率	2.80	2.55	2.60	2.78	2.79	2.80	2.71	2.62	2.53

出典:内閣府 中長期試算より筆者作成

表 10 成長実現ケースにおける数値

						**			
年度 成長実現ケース	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
一般会計税収	62.3	66.0	67.9	70.2	72.6	75.2	77.9	80.7	83.6
地方法人税	0.67	0.68	0.70	0.73	0.75	0.78	0.81	0.83	0.86
その他収入	1.00	1.03	1.06	1.09	1.13	1.17	1.21	1.25	1.30
地方税+譲与税等	44.0	45.8	46.8	48.3	49.9	51.6	53.4	55.3	57.3
国の一般会計 PB 対象経費のうちそ の他	26.8	26.1	26.5	27	27.6	28.1	28.6	29.2	29.8

出典:内閣府 中長期試算より筆者作成

単位:兆円

表 11 ベースラインケースにおける数値

年度 ベース ラインケース	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
一般会計税収	62.3	65.5	66.6	67.8	69	70.2	71.4	72.7	73.9
地方法人税	0.67	0.68	0.69	0.70	0.71	0.73	0.74	0.75	0.76
その他収入	1.00	1.02	1.04	1.06	1.07	1.09	1.11	1.13	1.15
地方税+譲与税等	44	45.6	46.2	47	47.8	48.7	49.5	50.3	51.2
国の一般会計 PB 対象 経費のうちその他	26.8	25.9	26.2	26.5	26.8	27	27.3	27.6	27.9

出典:内閣府 中長期試算より筆者作成

単位:兆円

まず、国の一般会計税収等の金額については、成長実現ケースとベースラインケースの名 目成長率と税収が線形的になっていると仮定して推計する。つまり、縦軸に税収を取り横 軸に名目成長率を取ったグラフを作ったとき、成長実現ケースとベースラインケースが線 形的になっているとする。イメージが次の図3である。

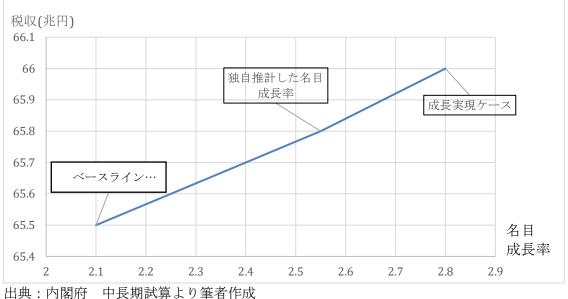


図3 名目成長率と税収の関係性

このように、国の一般会計税収は、成長実現ケースとベースラインケースの税収を線形 補間して、近似的に推計する。つまり、一般会計税収を求める式は、

一般会計税収 = (ベースラインケースの一般会計税収

–ベースラインケースの一般会計税収の消費増税による増加分)

+一般会計税収係数×(想定成長率 - ベースラインケースの成長率)

+ベースラインケースの一般会計税収の消費増税による増加分

である。この式では、2019 年 10 月の消費増税に伴う税収増加分が一般会計税収に与える 影響を省いて線形補間し、その後この影響を加味している。そして、一般会計税収係数と は、グラフの直線の傾きのことで、

が 成長実現ケースの名目成長率 – ベースラインケースの名目成長率)

として計算している。ここで、各ケースにおける一般会計税収の消費増税による増加分を 求める。内閣府資料によると、消費増税による税収の増加は、2019 年度と 2020 年度のみ 考慮している。そこで国の一般会計税収の消費増税による増加分を求める。まず、内閣府 は、国と地方合わせた消費増税による増加分を、2019年度を1.1兆円、2020年度を4.3兆 円と見積もっている。また、2019年度の10月に消費税を8%から10%へ増税されるが、こ の 2%のうち 1.5%、つまり 3/4 が国の消費税における増税であるから、国の一般会計税収 の消費増税による増加分は、2019 年度は、1.1 兆円  $\times \frac{3}{4} = 0.825$  兆円と計算でき、2020 年 度は、4.3 兆円  $\times \frac{3}{4}$  = 3.375 兆円と計算できる。以上より、各項に、上記の表 9, 10, 11 のそ れぞれの数値を代入して、2020年度から2027年度までの国の一般会計税収を推計した。

(P21の表 12参照)

次に、地方法人税について推計する。内閣府は中長期試算の中で、地方法人税を、 当年度の地方法人税

= 前年度の地方法人税

×(1+(名目成長率 - 消費増税による成長率上昇分))

という式で求めている。我々もこの式を用いて計算する。消費増税による成長率上昇分については、内閣府資料によると、2019年度と2020年度のみに生じ、数値は0.3%となっている(2020年度以降は0%)ため、この数値を引用する。例えば、2020年度地方法人税の計算は、

2020 年度の地方法人税

= 2019 年度の地方法人税

 $\times$  (1+(想定成長率 2.55% - 消費増税による成長率上昇分 <math>0.3%))

で計算することが出来る。2020 年度以降は、推計した前年度の地方法人税と想定した名目成長率を年度ごとに順番に代入して計算する。このようにして、2020 年度から 2027 年度までの地方法人税を推計した。(P21 の表 12 参照)

次に、その他収入について推計する。内閣府が中長期試算の中で、その他収入は、地方法 人税と同様に計算している。つまり、

当年度のその他収入

= 前年度のその他収入

× (1+(名目成長率 - 消費増税による成長率上昇分))

で、計算している。したがって、その他収入についても、推計したその他収入と想定成長率を、2020年度から順番に代入して計算した。このようにして、2020年度から2027年度までのその他収入を推計した。(P21の表 12 参照)

最後に、地方の税収の、地方税+譲与税等について推計する。これは、国の一般会計税収と同様に、線形補完して近似的に計算する。つまり、地方税+譲与税等の推計は、一般会計税収の推計に用いた数式において、「一般会計税収」としていたところを「地方税+譲与税等」と置き換えて推計を行う。

ここで、各ケースにおける地方税+譲与税等の消費増税による増加分を説明する。内閣府資料によると、消費増税による税収の増加は、2019 年度と 2020 年度のみ考慮している。そこで地方の、地方税+譲与税等の消費増税による増加分を求める。内閣府では、国と地方合わせた消費増税による増加分を、2019 年度を 1.1 兆円、2020 年度を 4.3 兆円と見積もっている。また、2019 年度の 10 月に消費税を 8%から 10%へ増税されるが、この 2%のうち 0.5%、つまり 1/4 が地方の消費税における増税であるため、地方税+譲与税等の消費増税による増加分は、2019 年度は、1.1 兆円× $\frac{1}{4}$  = 0.275 兆円と計算でき、2020 年度は、1.1 兆円×1.1 の表 1.1 兆円×1.1 の表 1.1 兆円×1.1 の表 1.1 の表 1.1 兆円 1.1 の表 1.1 の数値を代入して、2020年度から 1.1 の表 1.1 の表 1.1 の表 1.1 を照)

#### 2. PB 対象経費の再推計

次に、PB 対象経費の、国の一般会計 PB 対象経費のうちその他という項目について推計す

る。この項目に関しては、税収等の国の一般会計税収と同じように計算する。ただし、消費増税による影響はないとし、その部分においては式から取り除く必要がある。つまり、

### 国の一般会計 PB 対象経費のうちその他

- = ベースラインケースの国の一般会計 PB 対象経費のうちその他
- + 【国の一般会計 PB 対象経費のうちその他係数】
- × (想定成長率 ベースラインケースの成長率)

### 【国の一般会計 PB 対象経費のうちその他係数】

成長実現ケースの名目成長率 – ベースラインケースの名目成長率 として計算する。したがって、各項に、上記の表 9、10、11 のそれぞれの数値を代入して、 2020 年度から 2027 年度までの PB 対象経費の、国の一般会計 PB 対象経費のうちその他を推計した。

以上、想定名目成長率から推計した、国の一般会計税収、地方法人税、その他収入、地方税+譲与税等、国の一般会計 PB 対象経費のうちその他の数値をまとめたのが表 12 である。

年度 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 各項目 2.78% 2.80% 想定名目成長率 2.55% 2.60% 2.79% 2.71% 2.62% 2.53% 国の一般会計税収 69.43 71.27 73.38 76.74 65.80 67.53 75.06 78.62 地方法人税 0.68 0.70 0.72 0.740.76 0.78 0.80 0.82 その他収入 1.02 1.20 1.23 1.05 1.08 1.11 1.14 1.17 地方税+譲与税等 45.72 49.13 51.70 46.63 47.88 50.54 52.82 54.17 国の一般会計 PB 対象経費のうちその 26.02 26.41 26.84 27.31 27.70 28.03 28.41 28.82

表 12 想定名目成長率から求めた数値

出典:本稿分析より筆者作成

### 単位:兆円

#### 3. 中長期試算の再推計

上記の5つの項目を組み込んだ中長期試算が表13,14,15である。ただし、黄色に色が付けられているところは、今回の名目成長率を低く想定したことにより、金額が変わった箇所を示している。

表 13 名目成長率変更後の中長期試算(1)

			7//42		, , ,,,,	h ()  (=)			
年度 基礎的 財政収支	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
中長期試算	<b>▲</b> 13. 3	9. 1	8.8	8. 1	7. 3	6. 2	5. 3	4. 2	3. 1
国民経済計算									
うち国		<b>A</b>			<b>A</b>			<b>A</b>	<b>A</b>
	14. 5	12.9	13.0	13.0	13.0	12.9	12.8	13.0	13.4
うち地方	1.2	3.8	4. 2	4. 9	5.8	6.8	7.5	8.8	10.4

国一般会計				<b>A</b>	<b>A</b>	•		•	•
四 放云山	9.4	8.0	7.8	7.4	6.9	6. 1	5. 1	4.3	3.5
国他会計•差異	<b>4</b>			<b>4</b>	<b>4</b>				
調整	5.1	4.9	5.2	5.6	6.1	6.8	7.7	8.7	9.9
地方普通会計	1.3	3.9	4. 3	5.0	5. 9	6.8	7. 5	8.9	10.5
地方他会計·差	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>
異調整	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1

出典: 内閣府 中長期試算より筆者作成

単位:兆円(丸めの誤差あり)

表 14 名目成長率変更後の中長期試算(2)

年度 各項目	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
税収等										
国	64.0	67.5	69.3	71.2	73.1	75.3	77.0	78.7	80.7	
一般会計税収	62.3	65.8	67. 5	69.4	71.3	73.4	75. 1	76. 7	78.6	
地方法人税	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	8.0	8.0	8.0	0.8	
その他収入	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	
地方	75.0	78.7	80.3	82.5	84.8	87.1	89.0	91.0	93.6	
地方税+譲与 税等	44. 0	45. 7	46. 6	47. 9	49. 1	50.5	51. 7	52. 8	54. 2	
地方交付税等	15.8	16. 5	16. 9	17. 5	18. 1	18. 6	18. 9	19. 5	20.3	
地方交付税 (地方法人税分)	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	
国庫支出金	14.3	15.5	15.8	16.2	16.5	16.9	17.3	17.6	18.0	
うち社会保 障関係費	9.8	11.0	11.3	11.5	11.8	12.0	12.3	12.5	12.8	
その他収入	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
国•地方純計	108.2	113.5	116.2	119.4	122.5	126.1	129.0	131.9	135.1	

出典:内閣府 中長期試算より筆者作成

単位:兆円(丸めの誤差あり)

年度 PB 対象経費	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
国	78.5	80.4	82.3	84.2	86.2	88.2	89.8	91.8	94.1
一般会計 PB 対象経費	76. 9	79. 1	80. 9	82. 9	84. 9	86. 9	88. 7	90.8	93. 1
うち社会保 障関係費	34. 2	36. 6	37. 4	38. 3	39. 2	40. 2	41. 2	42. 0	43. 0
うち地方交 付税等	15.8	16. 5	16. 9	17. 5	18. 1	18.6	18. 9	19. 5	20. 3
うちその他	26.8	26. 0	26. 4	26.8	27.3	27. 7	28. 0	28. 4	28.8
地方交付税 (地方法人税分)	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8
他会計·差異 調整	0.9	0.6	0.7	0.6	0.5	0.6	0.3	0.2	0.2
地方	73.8	74.9	76.1	77.6	79.0	80.3	81.5	82.3	83.2
社会保障関係 費	35.2	37.7	38.5	39.5	40.4	41.4	42.4	43.3	44.3
その他、他会 計・差異調整	38.5	37.2	37.6	38.2	38.6	38.9	39.0	39.0	38.9
国•地方純計	121.5	122.6	124.9	127.4	129.8	132.3	134.3	136.1	138.2
うち社会保障 関係費	59.6	63.3	64.7	66.3	67.8	69.6	71.3	72.7	74.5

表 15 名目成長率変更後の中長期試算(3)

出典: 内閣府 中長期試算より筆者作成

単位:兆円(丸めの誤差あり)

以上の推計より、名目成長率を内閣府の試算より低く見積もった結果、2025 年度の PB は 5.3 兆円の赤字となった。したがって、これより先に行う政策提言は、いかにしてこの 5.3 兆円の赤字を改善するかについて考える。

# 第3節 2025年度までの医療・介護費推計

## 第1項 医療費の分析

ここでは 2025 年度の社会保障関係費における医療費の分析を行う。我々は社会保障関係費削減のための医療費抑制において、地域医療構想、および医療費適正化計画を踏まえた医療費効率化策を提言する。地域医療構想とは、公益社団法人全日本病院協会によると、「地域医療構想は、将来人口推計をもとに 2025 年に必要となる病床数(病床の必要量)を4つの医療機能ごとに推計した上で、地域の医療関係者の協議を通じて病床の機能分化と連携を進め、効率的な医療提供体制を実現する取組み」と記されている。また、具体的な内容としては、「地域医療構想では、二次医療圏を基本に全国で 341 の「構想区域」を設定し、構想区域ごとに高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つの医療機能ごとの病床の必要量を推計しています。また、地域医療構想を実現するため、構想区域ごとに「地域

医療構想調整会議」(以下、調整会議)を設置し、関係者の協議を通じて、地域の高齢化等の状況に応じた病床の機能分化と連携を進めることになりました。調整会議では、各医療機関が自主的に選択する病床機能報告制度に基づく現状の病床数と地域医療構想における 2025 年の病床の必要量(必要病床数)、さらには医療計画での基準病床数を参考にして、病床の地域偏在、余剰または不足が見込まれる機能を明らかにして地域の実情を共有し、関係者の協議によって構想区域における課題を解決し、2025 年の医療提供体制構築を目指すこととしています。」となっている。

また医療費適正化計画とは、入院医療費を都道府県の医療計画に基づく病床機能の分化、連携の推進の成果を反映させ、外来医療費は糖尿病の重症化予防、特定検診・保健指導の推進、後発医薬品の使用推進、医薬品の適正使用による医療費適正化の効果を織り込んで推計することとしている。そして、2018年度から第3期計画が実行に移されている。これらは、医療費抑制を主目的として策定されたものではないが、すでに決定している方策で計画通り実現することで医療費抑制にも貢献すると考えられる。地域医療構想では、主に入院医療費の効率化に資すると考えられ、医療費適正化計画は加えて外来医療費の効率化に資すると考えられる。

改革策については第 5 章の政策提言において後述するが、ここでは新たな改革を行わなかった場合の 2025 年度における入院医療費の推計を行った。内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省による「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)」(2018)によると、医療費の給付に充てられている税財源の公費が、2018 年度で 17.1 兆円、2025 年度で 22.2 兆円 $^2$ であると述べられている。しかし、医療費合計に占める入院医療費の金額は記されていない。そこで、土居(2013)によると、2015 年度と 2020 年度、および 2025 年度の医療費に占める入院医療費の割合が記述されているため、これを 2015 年度から 2025 年度の すべての年度において線形補間を行った。例えば、2016 年度の医療費合計に占める入院医療費の割合は、2015 年度と 2020 年度の値を用いる。つまり、 $(0.4190-0.4070)\times1\div5=0.4094$ となる。同様にして、2017 年度から 2019 年度の割合については、2015 年度と 2020 年度の割合を用いて計算した。そして、2021 年度から 2024 年度の割合については、2020 年度と 2025 年度の値を用いて計算した。各年度の医療費合計に占める入院医療費の割合を まとめたのが表 16 である。

表 16 医療費合計に占める入院医療費の割合

20 1	
年度	医療費合計に占める入院医療費の割合
2015年度	40.70%
2016年度	40.94%
2017年度	41.18%
2018年度	41.42%
2019年度	41.66%
2020年度	41.90%
2021年度	42.20%
2022年度	42.50%
2023年度	42.80%
2024年度	43.10%
2025年度	43.40%

出典:内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し (議論の素材)」(2018)より筆者作成

\_

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> ここでの金額は現状投影ケース①の数値を引用している。

ここで、地域医療構想の改革による削減金額を推計するには 2015 年度と 2025 年度の入院医療費が必要となる。そこで、2015 年度の医療費合計額について、「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)」と整合的になる金額は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計 平成 27 年度」のものから、37 兆 7107 億円と記述されている。したがって、2015 年度の入院医療費は、37 兆 7107 億円に入院医療費割合の 40.7%をかけて、37.7107 × 0.407 = 約 15.3 兆円となる。しかし、この金額は、税財源だけでなく保険料財源も充てている金額である。

次に、2025 年度の医療費合計額について先ほどの「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)」によると、48.7 兆円 $^3$ となっている。したがって、2015 年度のものと同様に、入院医療費割合の 43.4%をかけて、48.7 × 0.434 =約 21.1 兆円が入院医療費と推計できる。しかし、この金額も、税財源だけでなく保険料財源も充てている金額である。

まとめると、入院医療費について 2015 年度は約 15.3 兆円、2025 年度は約 21.1 兆円となる。ただし、どちらも税財源だけでなく保険料財源も充てている金額であり最終的に税財源だけにする必要がある。

### 第2項 自然体の介護給付の推計

次に、何も改革を行わない場合の 2025 年度介護費について推計を行う。我が国は深刻な少子高齢化時代を迎えており、厚生労働省が発表した「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し」によれば、2018 年時点で発生している介護給付費用額 10.8 兆円は 2025 年には14.6 兆円~15.3 兆円に拡大することが予測されている。介護給付費用額の増加に伴い、公費負担額も比例して増加することが見込まれるため、基礎財政収支の黒字化に向けて、一つの大きな課題となるであろう。何も改革を行わない場合の 2025 年度の介護給付を計算するためには、都道府県ごとの年齢階級別の給付は出せないため、都道府県ごとの要介護度別給付に基づいて推計することにする。一方で、2025 年の年齢構成の変化を踏まえないといけないため、要介護者の推計には年齢階級別のデータを用いる。年齢階級別で計算を行うのは、75 歳以上になると要介護認定率が急上昇するという背景ゆえである。厚生労働省が発表した平成 28 年度介護保険事業状況報告(年報)のデータを用いて、次のように推計する。本稿執筆時点で、介護費の推計に必要なデータが全て得られる際信念が 2016 年度であることから、本稿では 2016 年度のデータを用いる。

(計算方法)

自然体の介護給付の推計

i. 平成28年度の年齢階級別・要介護度別要介護認定率

【平成 28 年度の年齢階級別・要介護度別要介護認定率】 =【年齢階級別・要介護度別要介護認定率】/【各都道府県の人口】

で求めることができるため、分子・分母である平成28年度の年齢階級別・要介護度別要介護認定率と各都道府県の人口をそれぞれ求める。

ii. <u>2025 年の要</u>介護度別要介護者数

.

<sup>3</sup> ここでの医療費合計額は、現状投影ケース①を引用している。

まず、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成 30 (2018) 年推計)』のデータを用い、2025 年度の人口を推計する。次に、都道府県ごとに、2016 年度以降要介護認定率が一定だったと仮定して、都道府県ごとに推計した 2016 年度における年齢階級別・要介護度別要介護認定率を、都道府県ごとに、この 2025 年度の年齢階級別人口に乗じる。すると、

【年齢階級別・要介護度別要介護認定率】× 【2025 年度の年齢階級別人口】=【2025 年 における年齢階級別・要介護度別要介護者数】

となるので、要介護度ごとに、全ての年齢階級の要介護者数を合計すると、都道府県ごとに 2025 年の要介護度別要介護者数が推計できる。

### iii. 都道府県別・要介護度別の一人当たり介護費

1 人当たり介護費を、都道府県別・要介護度別にデータをとる。ただし、軽度者向け生活援助サービスの見直しに関する計算において、要支援 1~要介護 2 までの「訪問通所」の保険給付額を扱っているので、それは外すことに注意する。厚生労働省が発表する平成28 年度 介護給付費等実態調査の閲覧表のデータをもとに、要介護1と2ではそれぞれ、年齢階級別に「総数」の費用額から「訪問通所」の費用額を差し引きし、要介護3~5 は、要介護度ごとにそれぞれ、年齢階級別に「総数」の費用額をとる。これにより、都道府県別の要介護度別公費負担額が求まる。また、ii において都道府県ごとの要介護度別要介護認定者数をすでに求めているため、

【都道府県ごとの要介護者1人当たり介護給付の公費負担額】

=【都道府県ごとの要介護度別公費負担額※】/【都道府県ごとの要介護度別要介護認定者数】※要介護2以下は「訪問通所」を除く

から、都道府県ごとに、要介護度別要介護認定者 1 人当たり介護給付の公費負担額が求まる。上記のように求めた要介護度別要介護認定者 1 人当たり介護給付の公費負担額に、2025 年度の要介護度別要介護認定者数を乗じたものを全要介護度で合計することにより、求める 2025 年度の介護給付の公費負担を推計できる。この結果、2025 年度の介護給付の公費負担額はおよそ 4 兆 9659 億円と推計することができた。

# 第4節 新設税の検討

次に、歳入を増加させることで PB 黒字化することを考える。PB 黒字化の手段として一般的なのが消費税や所得税の更なる増税である。平成 29 年において税収に占める消費税収は約 3 割であり PB への影響は大きい。そのためここでは消費税増税に関しては PB 黒字化の目標が達成された後それを維持するために用いることとする。所得税に関しても一般会計歳入総額の 17.1%を占めており税収への貢献が大きい。そのため所得税増税は PB 黒字化に貢献できるが、所得税と個人住民税を合わせた最高税率はすでに 55%となっており、高い限界税率が及ぼす勤労意欲へのマイナス効果やさまざまな節税行為を誘発する可能性を考えると最高税率は現在でも高すぎる。また、上位 0.7%に相当する 4 万 4 千人が全体の約1/3 近い 1.3 兆円を納税し、上位 6.3%に相当する 38 万人が全体の 7 割弱である 3 兆 2 千億を納税しており、高額所得者に所得・納税額が集中する傾向がある。だからといって低所

得者の所得税率を上げることは格差拡大する恐れがあり現実的ではない。そこで、ここでは日本で導入の可能性が高い新設税を検討する。新設税の候補は 4 つ挙げられる。貯蓄税、金融資産課税、死亡消費税、炭素税である。貯蓄税、金融資産税は国民の預金に課税するため預金すると損だという感情が働き投資や消費を促進する効果がある。しかし、タンス預金の増加による治安の悪化、休眠預金が引き出されることによる銀行の信用問題が生じる。中でも海外へ資金移転して課税を逃れようとする可能性が高いことが最大のデメリットであり実現性は低い。死亡消費税は 2013 年に東京大学の伊藤元重教授が社会保障制度改革国民会議において提案したもので、75 歳以上の後期高齢者の死亡者一人あたりに税金を課し、後期高齢者の医療費に充てる。平成 23 年度の 75 歳以上の死亡者数は約 87 万人であり、社会保障費が年間約 1 兆円増加することが見込まれていることを考慮すると一人当たり 150 万円程度課税しないと社会保障費の増加に対応できない。そのため死亡消費税を導入すると社会保障費の増加に応じて負担が重くなることが予測される。

# 第5節 仕向地主義炭素税の導入

新設税の候補として、炭素税も挙げられる。日本では、炭素税に分類される税として、2012 年より地球温暖化対策のための税(以下、温対税)が導入されている。これは化石燃料の利用に対して課されるが、その額は CO2 排出量1トン当たり 289 円で、海外の炭素税に比べると非常に安い。また、税収はすべて特別会計に繰り入れられ、使途が地球温暖化対策に限定されている。一方、欧州各国では、日本よりもかなり高い価格で炭素税を導入し、社会保障や財政再建に充てる例が多くある。フィンランドは、1990 年に世界で初めて炭素税を導入し、所得税の減税や企業の社会保険負担軽減による歳入減の補填に用いた。また、アイルランドは、リーマンショック後の財政赤字削減・債務返済のため、2010 年に炭素税を導入し、財政健全化を達成した。

日本でも、炭素税を含むカーボンプライシングの導入に関して、既に議論が始まっている。環境大臣の諮問機関である中央環境審議会において、2018 年 7 月に地球環境部会カーボンプライシングの活用に関する小委員会が設置された。同小委員会では、日本も批准したパリ協定に基づき、2030 年度までに対 2013 年比で 26%、さらに 2050 年度までに 80%の CO2 削減を実現するための一つの方策として、カーボンプライシングの活用について議論が開始され、その使途の1つに財政収支改善に充てることも提起されている。

よって、日本でも国際的水準に合わせた炭素税を導入し、税収の一部を社会保障の財源とすれば、財政健全化に貢献できる。しかし、温対税のように生産段階への課税とすると、税負担の分だけ生産者の利益が減少する懸念がある。また、輸出品も課税対象とする場合、価格が上昇し、国際競争力が低下する恐れがある。

そこで、東京財団政策研究所『仕向地主義炭素税・試案』を参考に、これらの問題点を解決できる仕向地主義炭素税の導入を提案する。仕向地主義とは財やサービスの最終消費地で課税することで、付加価値税で採用されている。付加価値税では、仕入税額控除と輸出品の免税が認められている。仕入税額控除とは、各事業者の売上にかかる消費税額のうち、仕入れ時に支払った分が控除されるしくみである。税は生産から小売の方向に転嫁され、最終消費者が負担するので、各事業者の利益は課税後も減少しない。輸出品は、仕向地主義に基づき、生産国では課税しないため、企業の国際競争力は低下しない。仕向地主義炭素税は付加価値税のしくみを炭素税に適用したものである。仕入税額控除と輸出品の免税を認めることにより、事業者の利益を減少させず、国際競争力も低下させない。

付加価値税(消費税)は、生産から小売の方向へ税を転嫁するため、事業者の利益が減ることはない。

仕向地主義炭素税は、仕入税額控除と輸出品免税という付加価値税のしくみを炭素税に 適用したものである。

東京財団政策研究所『仕向地主義炭素税・試案』では、流通の各過程で生じる CO2 排出量に応じて仕向地主義で炭素税を課す例が示されている。しかし、商品を取引するすべての事業者に課税すると、CO2 排出量が少ない業者にも大きな納税事務コストを負担させてしまう。そのため、納税上の手続きを簡素化するべく、排出量の多い生産者(上流)のみに課税することを考える。

具体的には、電力会社に CO2 排出量に応じて課税する。

例として、図4のように電力会社(生産者)に CO2 排出量 100 あたり2の炭素税を課すとする。生産者の CO2 排出量を 4000 とすると、80の炭素税を課すことになる。また、仕向地主義のもと、仕入税額控除と輸出品免税を認めるとする。各事業者が生み出す商品の付加価値は、生産者が600、卸売業者が300、小売業者が100 とする。ここでも炭素税に着目するため、消費税は省略する。

生産者が卸売業者に商品を販売すると、卸売業者は生産者に、本体価格 600 と炭素税 80 の計 680 を支払う。生産者は受け取った炭素税 80 を納税する。

次に、卸売業者が小売業者に販売すると、本体価格は 900 となる。小売業者は卸売業者に、本体価格 900 と転嫁された炭素税 80 の計 980 を支払う。卸売業者は、炭素税 80 を受け取るが、生産者に支払った 80 が控除され、その差額は 0 であるから、納税しないでよい。同様に、小売業者が消費者に販売すると、本体価格は 1000 となる。消費者は小売業者に、本体価格 1000 と転嫁された炭素税 80 の計 1080 を支払う。小売業者は、炭素税 80 を受け取るが、卸売業者に支払った 80 が控除され、その差額は 0 であるから、納税しないでよい

ここで、各事業者の利益は、生産者が600、卸売業者が300、小売業者が100となり、炭素税がない場合と変わらない。また、輸出品は免税であるから、国際競争力の低下を避けられる。

このように、仕向地主義炭素税を上流の電力会社にのみ課税することで、企業の利益と輸出品の国際競争力を維持したまま、PB 黒字化に必要な財源を確保できる。

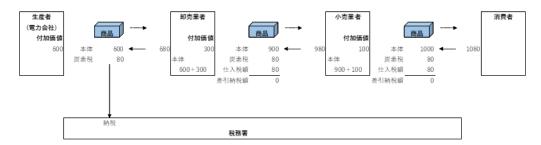


図4 仕向地主義炭素税(上流のみ課税)の仕組み

出典:東京財団政策研究所 税・社会保障調査会『仕向地主義炭素税・試案 (3) :上流課税だけでも実現可能』より筆者作成

# 第5章 政策提言

# 第1節 歳出改革

### 第1項 医療費削減

我々は、新しい政策として社会保障関係費の削減改革、および新設税である炭素税導入 による歳入改革を提案する。

そこでまず、社会保障関係費の中の医療費削減について、地域医療構想と医療費適正化 計画の効果を推計する。

地域医療構想と医療費適正化計画に関しては第 3 章 3 節で述べた通りであり、ここからは地域医療構想が実現した場合どれほどの改革効果があるのかについて、具体的に算出する。土居 (2018) によると、地域医療構想によって推計された医療需要について、2025 年度の入院医療費は 2015 年度の 0.7579 倍になるとされている。したがって 2025 年度の入院医療費は、地域医療構想の効果を反映すると、第 4 章第 3 節の 2015 年度の 15.3 兆円にこの比率 0.7579 をかけて、15.3×0.7579=約 11.6 兆円となる。ただし、この比率は診療報酬単価の伸びを除いた静態価格であるとされている。つまり、この計算は 2015 年度と 2025 年度の医療費単価が 2015 年度のままという前提になっている。

したがって、次に 2025 年度の医療費単価の伸び率を加味する。「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)」によると、「医療費の伸び率=経済成長率×1/3+1.9%-0.1%」となっているため、これを用いる。そこで 2015 年度以降の経済成長率を用いて、2025 年度までの毎年の医療費単価の伸び率を計算する。第 4 章第 2 節で、我々は独自に 2020 年度から 2025 年度までの名目成長率を推計した。したがって、この独自に推計した名目成長率も加味して計算する。例えば、2016 年度の医療費単価の伸び率は、経済成長率が 1.00%であるため、 $1.00 \times \frac{1}{3} + 1.9 - 0.1 = 1.23$ %となる。また、2015 年度の医療費単価を 1 とすると、2016 年度の医療費単価は、 $1 \times (1 + 0.0123) = 約 1.01$ と表せる。同様にして 2017 年度の医療費単価の伸び率は、経済成長率が 1.70%であるため、 $1.70 \times \frac{1}{3} + 1.9 - 0.1 = 1.47$ %となる。また、2015 年度の医療費単価を 1 とすると、2017 年度の医療費単価は、 $1 \times (1 + 0.0123) \times (1 + 0.0147) = 約 1.03$ と表せる。このようにして、2016 年度から2025 年度までの医療費単価の伸びと、2015 年度の医療費単価を 1 としたときの各年度の医療費単価についてまとめたのが次の表である。

年度	経済成長率	医療費単価伸び率	2015年度を1とした時の指数
2016年度	1.00%	1.23%	1.01
2017年度	1.70%	1.47%	1.03
2018年度	1.70%	1.47%	1.04
2019年度	2.80%	1.83%	1.06
2020年度	2.55%	1.75%	1.08
2021年度	2.60%	1.77%	1.1
2022年度	2.78%	1.83%	1.12
2023年度	2.79%	1.83%	1.14
2024年度	2.80%	1.83%	1.16
2025年度	2.71%	1.80%	1.18

表 17 医療費単価の伸び率

出典:内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し (議論の素材)」(2018)より筆者作成

この表によると、2025 年度の医療費単価は 2015 年の約 1.18 倍になることが分かる。したがって医療費単価の伸び率を織り込んだ、地域医療構想の効果を反映した後の入院医療費は、上述の約 11.6 兆円に 1.18 をかけて、 $11.6 \times 1.18$  =約 13.7 兆円となる。

ただし、この約 13.7 兆円のうち、2025 年度の PB 黒字化に影響するのは税財源に関わる部分である。したがって、この金額を「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)」に記載されている 2025 年度の公費構成比で按分する必要がある。2025 年度の医療の給付に充てられている公費は 22.2 兆円 $^4$ である。2025 年度の医療負担は 48.7 兆円 $^5$ である。よって 2025 年度の公費構成比は 22.2/48.7=0.4558 $\Rightarrow$ 0.456 とわかる。したがって、地域医療構想の効果を反映した後の入院医療費に費やす公費は、13.7 × 0.456 = 約 6.27兆円となる。

一方、地域医療構想の効果を反映していない 2025 年度の医療費は、(注:第何章分析の 第何節)で上述した通り、医療費全体で 48.7 兆円、そのうちの入院医療費が 21.1 兆円であ った。したがって、地域医療構想の効果を反映していない入院医療費に費やす公費は、 21.1 × 0.456 = 9.6 兆円となる。

以上より地域医療構想による歳出削減効果を求めることが出来る。つまり、地域医療構想の効果を反映していない入院医療費に費やす公費である 9.6 兆円から、地域医療構想の効果を反映した入院医療費に費やす公費である約 6.27 兆円を引いて、9.6-6.27 = 約3.3 兆円が地域医療構想による歳出削減効果である。

次に医療費適正化計画による 2025 年の PB 黒字化に与える効果を算出する。医療費適正化計画は入院医療費を都道府県の医療計画に基づく病床機能の分化、連携の推進の成果を反映させ、外来医療費は糖尿病の重症化予防、特定検診・保健指導の推進、後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用による医療費適正化の効果を織り込んで推計することとしている。この計画によると 2023 年に 0.8 兆円の抑制ができる。この抑制額は税財源と保険料

<sup>4</sup> ここでの金額は現状投影ケース①の数値を引用している。

<sup>5</sup> 同上

財源に内訳でき、ここでは 2023 年の 0.8 兆円抑制が PB 黒字化に与える効果を求めるために税財源の抑制分を算出する。そのために公費構成比を求める必要がある。地域医療構想の部分で述べた通り、2025 年度の公費構成比は 0.456 と分かっている。そこで、2018 年度の公費構成比を求める。「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し」によると、2018 年度の医療の給付に充てられている公費は 17.1 兆円6、医療負担は 39.2 兆円7とされている。よって 2018 年度の公費構成比は 17.1/39.2=0.43622 ≒0.436 とわかる。これらを用いて 2018 年度と 2025 年度の間を線形補間して、2023 年の医療の公費構成比は 0.436+(0.456-0.436)×5/7=0.450 となる。2023 年度に 0.8 兆円の抑制ができるということなのでその影響を受けて公費で抑制できる額は 0.8 × 0.450=0.36 兆円となる。これが医療費適正化計画での 0.8 兆円抑制が PB 黒字化に与える効果である。ここでは 2025 年度の抑制額を推計したいため 2024 年度以降も第3期医療費適正化計画での抑制傾向を踏襲すると仮定する。2018 年から 2023 年度の 6 年間で 0.8 兆円の抑制なので 2025 年度の抑制額は 0.8+0.8/6×2=1.066 兆円である。2025 年度の公費構成比は前述より 0.456 なので 1.066×0.456 ≒0.49 兆円が 2025 年度に医療費適正化計画を通じた医療費抑制が PB 黒字化に与える効果である。

これらの地域医療構想と医療費適正化計画によって、医療分野では 3.3+0.49=3.79 兆の 歳出抑制が見込める。

## 第2項 介護費削減

本項では、2025 年に我が国の基礎財政収支を黒字化するための一つの施策として介護費用抑制の可能性について提言する。具体的には、軽度者向け生活援助サービスの見直し②一人当たり介護費の地域差是正の二つのアプローチから将来的に出現する介護費用額を抑制できることを定量的に示す。①に関しては、上記の「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し」において、厚生労働省は、「予防給付から地域支援事業への移行による費用の効率化」として、予防給付としたままにすると、介護費は年 5~6%増加するのに対し、これを地域支援事業に移行すると、年 3~4%の増加(にとどめるように市町村に指示)とすることができると見込んでいる。後者の②に関しては、要介護者一人当たりの介護給付・要介護認定率において地域差がある現状に注目し、過剰なサービスを行い、一人当たり介護費に多くを費やす地域の公費負担額を見直すことにより、介護費用を抑制することができると考える。以下に具体的な計算方法を記述する。

#### 1. 軽度者向け生活援助サービスの見直し

厚生労働省が推計する通り、軽度者向け生活援助サービスの見直しは、5~6% (中央値を採って 5.5%) の増加から 3~4% (中央値を採って 3.5%) の増加に抑制できるものとして考える。まず初めに、2018 年の介護保険の給付費のデータを用いつつ、そのうち、要介護 2 以下の人が使っている給付費がいくらかを割り出す。最新のデータが2017 年度のものであるため、その構成比が 2018 年度の構成比と同じであると仮定して、【要支援1~要介護2までの「訪問通所」の保険給付額】/【要支援1~要介護5の「総数」の保険給付額】で、構成比を算出できる。

<sup>6</sup> ここでの金額は現状投影ケース①の数値を引用している。

<sup>7</sup> 同上

表 18:要介護 2以下が使用する給付費の割合

	= 9 . 1 . 0 0 / 14 /	@/ P147/   P4H
	「訪問通所」	総数の給付額
要支援1,2	180777	268458
	訪問通所	総数の給付額
要介護1,2	1341616	8607684
合計	1522393	8876142
構成費(%)	17. 15151695	

出典:e-Stat(2017) 「介護給付費等実態調査」より筆者作成 単位:百万円

すると、以上の計算から介護給付費用の全体のうち要介護2以下の人が使っている給付費の割合は17%であることが分かる。先の「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」にある2018年度の介護給付額に掛け算すると、2018年度の要支援1~要介護2までの「訪問通所」の保険給付額が求まるので、計算は以下の通りになる。

表 19:軽度者向け生活援助サービスの見直しによる抑制効果

2018年度 軽度者介護給付公費負担	1. 0119395
2025年度 軽度者介護給付公費負担	
5.5%増のケース	1. 067596173
3.5%増のケース	1. 047357383
5.5%增-3.5%增(抑制効果)	0. 02023879

出典:厚生労働省(2018) 「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し」より筆者作成 単位:兆円

以上から、軽度者向け生活援助サービスの見直しによる介護費用の抑制効果は 0.02 兆円であることが推計できる。

### 2. 一人当たり介護費の地域差是正

一人当たり介護費の地域差是正による介護費の抑制効果を推計する上で、以下のような 手順に沿って算出する。

第1段階:要介護者1人当たり介護給付の地域差是正

第2段階:要介護認定率の地域差是正

第3段階:2025年の人口構に合わせた介護費の推計

### 第1段階:要介護者1人当たり介護給付の地域差是正

先に確認したように、都道府県ごとに、要介護度別要介護者 1 人当たり介護給付の公費

負担額が、都道府県ごとにばらついていることが分かる。これが、地域差を示している。 介護保険では、介護報酬は全国一律だが、地域特性を生かして独自のサービスを行っても よいことになっているので、すべての地域差をなくすわけにはいかない。しかし、過剰な サービスを行って 1 人当たり介護費を多く費やしている地域には、それを改めてもらう必 要がある。ここで、地域差縮減の目標を 1 人当たり公費負担額が全都道府県の中央値より 多い県では、実績値と中央値の差の半分を 2025 年までに縮めることにする。そのため、そ の地域差縮減について、1 人当たり公費負担額が全都道府県の中央値以下の県では、実績 値通りに見積もり、1 人当たり公費負担額が全都道府県の中央値より多い県では、実績値 と中央値の差の半分の額を各年齢階級で要介護度別に求める。これにより、要介護者 1 人 当たり介護給付の地域差是正が可能になる。

### 第2段階:要介護認定率の地域差是正

第1段階で既に、2016年度における年齢階級別・要介護度別要介護認定率は、都道府県ごとに計算した。それをみると、各年齢階級で、要介護認定率が、都道府県ごとにばらつきがあることが分かる。これが、要介護認定率の地域差である。しかし、要介護認定は、全国同一のコンピュータソフトで認定を行っているので、この地域差は容認できないものである。本来は、全ての都道府県が、各年齢階級で要介護度別の要介護認定率の最低値に合わせられなければならない。ここでは、第二段階の一人当たり介護給付費の地域差是正と同様に、2025年という時期と政策の実現可能性を勘案し、地域差縮減の目標を年齢階級ごとの要介護度別要介護認定率が中央値以下の都道府県に関しては、実績値通りに見積もり、要介護度別要介護認定率が過剰に高い都道府県に関しては、その実績値と中央値の中間の値まで、2025年度までに縮めることにする。これが、地域差縮減が目標通りにできたときの、2025年における要介護度別要介護認定率となる。

### 第3段階:2025年の人口構成に合わせた介護費の推計

ここから推計して比較することは、

- (1) 地域差を縮減しない状態で 2025 年度を迎えたときの介護給付の公費負担額
- (2)1人当たり介護費のみ地域差を縮減した状態での2025年度の介護給付の公費負担額
- (3) 要介護認定率の地域差も縮減した状態での2025年度の介護給付の公費負担額

である。

#### (1):およそ4兆9659億円

これは、既に第1段階で推計できており、自然体での2025年度の介護の公費負担額である。

### (2):およそ4兆8977億円

次に、要介護者1人当たり介護費の地域差是正を行った場合の介護給付の公費負担額を推計する。それは、2025年の要介護度別要介護認定者数×地域差是正後の要介護度別要介護者1人当たり介護給付の公費負担額を都道府県ごとに要介護度別に推計する。これを、全要介護度(要支援1~要介護5)で合計すると、当該都道府県の2025年度の介護給付の公費負担額が推計できる。

### (3):およそ4兆4753億円

同様に考えると、要介護者1人当たり介護費の地域差是正だけでなく、要介護認定率の地域差も是正できるので、これらを同時に2025年度までに行った場合の介護給付の公費負担額も推計できる。それは、まず2025年の人口×地域差是正後の年齢階級別要介護度別要介護認定率を都道府県ごとに各年齢階級で推計する。これにより、要介護認定率の地域差是正後の年齢階級別要介護度別要介護認定者数が推計できる。それを、都道府県ごとに各要介護度、そして全年齢階級で合計する。すると、都道府県ごとに各要介護度の要介護認定者数×地域差是正後の要介護度別要介護者1人当たり介護給付の公費負担額を求める。これを、全要介護度(要支援1~要介護5)で合計すると、当該都道府県の2025年度における地域差是正後の介護給付の公費負担額が推計できる。

以上から、(1) の介護給付の公費負担額と比較できる。要介護者 1 人当たり介護費の 地域差是正だけでなく、要介護認定率の地域差も是正できると考えるため、(1) と (3) の介護給付の公費負担額を比較する。(3) - (1) を計算することで、この分析が 対象としている介護給付の公費負担額はその比率分だけ 2025 年度に抑制できることにな る。

結果をまとめると、①軽度者向け生活援助サービスの見直し②一人当たり介護費の地域差 是正の二つのアプローチから将来的に抑制できる介護費用額は次のようになった。

表 20:介護費用抑制効果の推計

抑制効果(1)	0.490642917
抑制効果(2)	0.02023
合計	0.510872917

出典:本稿分析により筆者作成 単位:兆円

よって、2025年までに介護費は0.51兆円抑制できるものとして本稿では扱うことにする。

# 第2節 歳入改革

### 第1項 仕向地主義炭素税額の算出

歳入改革では、第4章第5節で述べた理由により、電力会社にCO2の排出量に応じて課税する仕向地主義炭素税の導入を提案する。商品を取引する各事業者には仕入税額控除を認め、利益を維持させる。また、輸出品を免税とし、価格上昇による国際競争力低下を防ぐ。

次に具体的な炭素税額を分析する。ここではまず、実際に統計データが揃っている 2016 年度のデータを扱うこととする。まず、第4章第5節で述べた通り、輸出品に関しては免税を施すため、日本の産出額における輸出品以外の割合を導出する必要がある。なぜなら、実際に課税できる  $CO_2$ 排出量は、輸出品を除いたものの生産に必要となる  $CO_2$ 排出量のみとなるからである。そこで、内閣府の「2016 年度国民経済計算(2011 年基準・2008SNA)フ

ロー編 V. 付表 (1) 財貨・サービスの供給と需要」によると、2016 年度の供給側の産出額の合計が890 兆7403 億円であり、そのうち輸出額が85 兆3342 億円と記載されている。 したがって、日本の産出額における輸出品以外の割合は、85.3342÷890.7403 = 約90.4%となる。

次に、日本の年間  $CO_2$ 排出量を調べる。第4章第5項で述べた通り、我々は煩雑な作業を行うコストを減らすため、上流課税として電力会社への課税を考える。したがって、ここでの  $CO_2$ 排出量は、電力由来の二酸化炭素排出量とする。そこで、環境省の「2016 年度(平成28年度)温室効果ガス排出量2-2\_エネルギー起源  $CO_2$ 排出量全体」によると、2016年度の発電に伴う  $CO_2$ 排出量は5億700万トンと記載されている。したがって、2016年度の課税対象となる電力由来の  $CO_2$ 排出量は、 $5.07 \times 90.4\%$  = 約4億5800万トンとなる。

最後に 1 トンあたりの炭素税額を計算する。第 5 章第 1 節第 2 項で述べた通り、我々は PB 黒字化のために、あと 1.0 兆円税収を確保する必要がある。したがって、2016 年度のデータで考えると、年間で 1.0 兆円の税収を確保するためには、1.0 兆円 ÷ 4.5800 億トン = 約 2181 円を  $CO_2$  1 トンあたりに課す必要がある。

## 第2項 実現可能性

### 1. 炭素税収確保の懸念

炭素税を導入したことは、地球温暖化に対応する低炭素社会を目指す上で、良い影響を与える政策であると我々は考えている。しかし、低炭素社会を目指す中で、企業がより CO 2を排出しない資本に投資をすると、炭素税収が減少してしまうことが考えられる。もちろん、この税収が減ることは、環境面ではとても意義のあることである。しかし、我々は PB 黒字化の手段の一つとしても炭素税の導入を考えているため、どのくらい税収減が起きてしまうのかを考慮に入れる必要がある。

そこで、日本における低炭素の目標値を調べた。経済産業省資源エネルギー庁(2017)によると、 国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) 第 21 回締約国会議 (COP21) で、日本では中期目標として、2030 年度の温室効果ガスの排出を 2013 年度の水準から 26%削減することが定められたと記載されている。したがって、我々は、政府が掲げる様々な取り組みや我々が提言する炭素税導入により、低炭素社会へ向かうインセンティブが生まれ、結果としてこの目標値が達成されると考えたときに、いくら税収を確保できるのか分析した。

まず、2030 年度に 2013 年度の水準から、26%減らすとなっているため、2030 年度電力由来の  $CO_2$ 排出量を計算する。資源エネルギー庁(2015)によると、2013 年度の電力由来エネルギー起源  $CO_2$ 排出量は、5 億 4800 万トンと記載されている。したがって、2030 年度には、5.48 億トン×(1-0.26)=4 億 552 万トンになっていると推計できる。今、2016 年度における電力由来  $CO_2$ 排出量が 5 億 700 万トンとわかっているため、2016 年度から 2030 年度までの 15 年間を線形補間して推計した。つまり、2017 年度の電力由来  $CO_2$ 排出量は、2016 年度の電力由来  $CO_2$ 排出量 5.07 億トン+(2030 年度の電力由来  $CO_2$ 排出量 5.07 億トン)÷  $14\times1=$ 約 4 億 9800 万トンとなる。また、2025 年度の電力由来  $CO_2$ 排出量も同様に、2016 年度の電力由来  $CO_2$ 排出量 5.07 億トン+(2030 年度の電力由来  $CO_2$ 排出量 4.0552 億トン-2016 年度の電力由来  $CO_2$ 排出量 5.07 億トン)÷  $14\times9=$ 約 4 億 4200 万トンと推計できる。さらに、第5章第2節第1項と同様に、輸出品に対し非課税であることを考慮に入れて、日本の産出額における輸出品以外の割合の約 50.4%をかける必要がある。したがって、2016 年度から 2030 年度までのすべての年度において、電力由来  $CO_2$ 排出量と、そのうちの課税対象となる  $CO_2$ 排出量をまとめた

のが表 21 である(今後使用する値は色付き)。

表 21 排出量減を考慮した CO2排出量推計

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
平皮	年度							
電力由来 CO₂排出量	5.07	5.00	4.93	4.85	4.78	4.71	4.64	4.56
課税対象となる CO <sub>2</sub> 排出量	4.58	4.52	4.45	4.39	4.32	4.26	4.19	4.13
年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
十段	年度							
電力由来 CO₂排出量	4.49	4.42	4.35	4.27	4.20	4.13	4.06	
課税対象となる CO₂排出量	4.06	3.99	3.93	3.86	3.80	3.73	3.67	

出典:環境省「2016 年度(平成 28 年度)温室効果ガス排出量 2-2\_エネルギー起源 CO2 排出量全体」、経済産業省・資源エネルギー庁「長期エネルギー需給見通し関連資料」より筆者作成 単位:億トン

### 2. 経済阻害要因の検討

以上より 2025 年度 PB 黒字化に必要な 1 兆円の税収を捻出するには、1 兆円÷3. 99 億トン=約 2504 円/1 トンの炭素税課税が必要となる。 (小数点以下切り上げ) しかしながら 2025 年にいきなり 1 トン当たり約 2504 円を課税し 1 兆円規模の税収を得ようとするとそれ自体が国の経済成長を阻害する要因になりかねない。

我々の分析はあくまで第4章第2節で独自に算出した新しい経済成長率予想に基づいて 行われているため、その数値が崩れては元も子もない。そのため、2020年から毎年課税額 を上げる形で経済成長を阻害しないように努める。

すなわち、約 2504 円÷6=約 418 円 (小数点以下切り上げ) を 2020 年に課税し毎年 418 円ずつ炭素税額を上げていき 2025 年に 2504 円の炭素税を課す形をとる。

表 22 2020 年度以降の課税額とその税収予測

	2020	2021	2022	2023	2024	2025
電力由来のCO₂排出量(億トン)	4.78	4.71	4.64	4.56	4.49	4.42
課税対象となCO₂排出量(億トン)	4.32	4.26	4.19	4.13	4.06	3.99
課税額(円)	418	836	1254	1672	2090	2504
税収予測(億円)	1807	3559	5256	6898	8485	10002
前年比税収増加額(億円)		1752	1697	1642	1587	1517

出典:本稿分析より筆者作成

表 22 より税収は 2020 年以降毎年約 1500 億円から 1800 億円の間で増加していくことが 分かった。

そして、平成 17 年度に閣議決定された「平成 17 年度税制改正の要綱」によると定率減税 の縮減により 2015 年に 1 兆 2520 億円増収となっており小計でも 1 兆 2290 億円の増収と なっている。。

一方で中長期試算に基づく 2005 年度の経済成長率は 0.9% と前年の 0.6% より 0.3% 上昇

している。

よって 1500 億円から 1800 億円の税収増は日本経済への阻害要因にはなりえない。

### 3. 逆進性の検討

次に、炭素税にまつわる逆進性について検討する。本稿で提言する炭素税が家計に及ぼす影響は、家計の電力使用だけに及ぶわけではなく、家計が消費する様々な財・サービスにも及ぶと考えられる。ただ、本稿で炭素税がもたらす逆進性については、電力使用にまつわる部分にだけ着目する。その理由は、家計が消費する様々な財・サービスに及ぶ炭素税の負担は、逆進的か否かは自明ではないからである。高所得者がより多く購入する財・サービスにも、炭素税負担が転嫁されている可能性がありうる。

炭素税を課すと、低所得世帯により多く負担が及ぶことから逆進性があると指摘されている。我が国においても逆進性があるか否かを確認するために、各家計の電力消費量を所得階層別に算出し、それぞれの炭素税額を求める必要がある。まず、電力消費量は総務省の家計調査2016年の所得別電気料金から算出する。電気代は電力会社によって仕組みが異なるが、ここでは最も利用者数の多い東京電力の従量電灯Bの仕組みを用いる。電力料金は基本料金と電力量料金から構成される。基本料金はアンペアごとに価格が決まっており、ここでは一般家庭に多い30Aの数値842.4円を用いる。また1kWh当たり電力量料金は表23に示す。

1	$\chi \Delta U = I \mathcal{N}^{2} \mathcal{J}_{1} \mathcal{U}_{2}$	たり 电外付金 (水が	・电フリ
東京電力	基本料金(円)	電力量料金(kWh)	1kWh当たり料金(円)
10A	280.8	-120	19.52
15A	421.2	120-300	26
20A	561.6	300-	30.02
30A	842.4		
40A	1123.2		
50A	1404		
60A	1684.8		

表23 1か月あたり電気料金(東京電力)

出典:東京電力「電力料金表」より筆者作成

また、総務省の家計調査 2016 によると、所得階層別電気料金は年間所得 242 万円以下 (以下第 1 階層とする)が 71232 円、242 万円以上 353 万円以下 (第 2 階層)が 92326 円、353 万円以上 499 万円以下 (第 3 階層)が 100773 円、499 万円以上 729 万円以下 (第 4 階層)が 114658 円、729 万円以上 (第 5 階層)が 134564 円となっている。この電気料金から東京電力の電気料金の仕組みを用いて消費電力量を算出する。そのためにまずは所得階層別電気料金から年間基本料金 842.4×12=10108.8 円を引いた額を計算する。すると、第 1 階層は 61123 円、第 2 階層は 82217 円、第 3 階層は 90664 円、第 4 階層は 104549 円、第 5 階層は 124455 円となる。次にその数値から最初の 120kWh 分の年間電力量料金 28108.8 円をそれぞれ引く。その後その数値からさらに 120kWh から 300kWh 分の年間電力量料金 56160円を引くと第 1 階層は-23146 円、第 2 階層は-2052 円、第 3 階層は 6395 円、第 4 階層は 20280 円、第 5 階層は 40186 円となる。ここで第 1 階層と第 2 階層は負の値となっているので月消費電力量が 120kWh 以上 300kWh 以下とわかる。これらの 2 階層は年間電気料金から基本料金と電力量料金 120kWh 分を引いた額はそれぞれ 33014 円、54108 円であり、年間消費電力量は (33014/12/26+120)× 12=3521.07692kWh となる。一方で、第 2 階層から第 5 階層は月消費電力量が 300kWh 以上で

あることがわかる。これらの階層の年間電気料金から基本年金と電力量料金 300kWh 分を引いた額は前述通りそれぞれ 6395.4 円、20280.4 円、40186.4 円なので (6395.4/12/30.02+300) × 12=3813.03797kWh 、 (20280.4/12/30.02+300) × 12=4275.56296kWh、(40186.4/12/30.02+300)×12=4938.65423kWh となる。ここでは2016年の消費・供給電力量を算出したが、毎年消費・供給電力量は一定とする。理由としては、経済成長で年々電力消費量が高まる一方で、省エネ思考が広まるため相殺できるからだ。以上の算出結果を表にすると以下のようになる。

及 21 日/川村相信 VIII 頁 电/J 重 C / 次示/九版						
第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層		
	2,420,000	3,530,000	4,990,000	7,290,000		
2,420,000	3,530,000	4,990,000	7,290,000			
71,232	92,326	100,773	114,658	134,564		
61,123	82,217	90,664	104,549	124,455		
33,014	54,108	62,555	76,440	96,346		
-23,146	-2,052	6,395	20,280	40,186		
105.8154	173.4244					
225.8154	293.4244					
		17.75316	56.29691	111.5545		
		317.7532	356.2969	411.5545		
2709.785	3521.092	3813.038	4275.563	4938.654		
	第1階層 2,420,000 71,232 61,123 33,014 -23,146 105.8154 225.8154	第1階層 第2階層 2,420,000 2,420,000 3,530,000 71,232 92,326 61,123 82,217 33,014 54,108 -23,146 -2,052 105.8154 173.4244 225.8154 293.4244	第1階層 第2階層 第3階層 2,420,000 3,530,000 2,420,000 3,530,000 4,990,000 71,232 92,326 100,773 61,123 82,217 90,664 33,014 54,108 62,555 -23,146 -2,052 6,395 105.8154 173.4244 225.8154 293.4244 17.75316 317.7532	第1階層 第2階層 第3階層 第4階層 2,420,000 3,530,000 4,990,000 2,420,000 3,530,000 4,990,000 7,290,000 71,232 92,326 100,773 114,658 61,123 82,217 90,664 104,549 33,014 54,108 62,555 76,440 -23,146 -2,052 6,395 20,280 105.8154 173.4244 225.8154 293.4244 17.75316 56.29691 317.7532 356.2969		

表 24 各所得階層の消費電力量と炭素税額

出典:総務省「家計調査 2016」より筆者作成

次にこれらをもとにして逆進性を検討する。炭素税は以下の表のように分割して課税する。

我 25 名中的 IKMI 自己的 的 然来 他						
	2020	2021	2022	2023	2024	2025
電力由来のCO₂排出量(トン)	478005714	470757143	463508571	456260000	449011429	441762857
電力会社からの電力供給量(kWh)	9.079E+11	9.079E+11	9.079E+11	9.079E+11	9.079E+11	9.079E+11
1kwh当たりのCO₂排出量(トン/kwh)	0.0005265	0.00051851	0.00051053	0.00050254	0.00049456	0.00048658
1トン当たりの炭素税額(円/トン)	418	836	1254	1672	2090	2504
1kwh当たりの炭素税額(円/kWh)	0.22007533	0.43347612	0.64020239	0.84025412	1 03363133	1 2183877

表 25 各年の 1kWh 当たりの炭素税

出典:環境省「2016 年度(平成 28 年度)温室効果ガス排出量 2-2\_エネルギー起源 CO2 排出量全体」、経済産業省・資源エネルギー庁「長期エネルギー需給見通し関連資料」より筆者作成

1kWh 当たりの炭素税額は電力供給量が 2016 年から一定という仮定の下で、 電力由来の CO₂排出量÷電力会社からの電力供給量=1kWh 当たりの CO₂排出量 1kWh 当たりの CO₂排出量×1 トン当たりの炭素税額=1kWh 当たりの炭素税額 で求まる。 そして、この数値に年間電力量をかけると炭素税額が求まる。例えば 2020 年は第1 階層 の炭素税額は 0. 220075×2709. 785=596. 3567、第2 階層は 0. 220075×3521. 092=774. 9055、 以下同様にして第3階層、第4階層、第5階層、そして2021年以降を計算すると以下の表のようになる。

表 26 各年の炭素税額(円)

年	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層
2020	596.3567	774.9055	839.15558	940.9459	1086.87594
2021	1174.627	1526.309	1652.8609	1853.354	2140.78869
2022	1734.811	2254.212	2441.116	2737.226	3161.73823
2023	2276.908	2958.612	3203.9209	3592.559	4149.72459
2024	2800.918	3639.511	3941.2755	4419.356	5104.74775
2025	3301.568	4290.056	4645.7586	5209.293	6017.19558

出典:本稿分析より筆者作成

ここで、所得分配の不平等さを測る指標であるジニ係数を用いる。それぞれの所得階層について所得から炭素税額を引いた可処分所得を求めジニ係数を計算する。所得は第 1 階層が最高値、第 2 階層から第 4 階層が中央値、第 5 階層が最低値を用いる。2020 年から2025 年のそれぞれのジニ係数を計算すると以下の表のようになる。

表 27 各年のジニ係数

年	2020	2021	2022	223	2024	2025
ジニ係数	0.226789	0.226807	0.226824	0.226841	0.226857	0.226872

出典:本稿分析より筆者作成

ジニ係数は 0 に近いほど格差は小さく、0.2-0.3 の間をとる場合は、格差が少なく安定している状態を示す。そして、炭素税を導入したジニ係数は毎年 0.2-0.3 であるので格差は少なく安定しているといえる。そのため低所得者への給付の考慮なしに炭素税を導入し歳入改革が可能である。

### 4. 本稿のまとめ

以上の政策を実行した場合、2025 年度の PB は表 29 のようになる。地域医療構想・医療 費適正化計画による削減効果、介護費の削減効果を折りこみ、仕向地主義炭素税を導入す ることで、黒字化を実現することができる。

表 28 2025 年度基礎的財政収支

公 20 2020   久圣晚时, 八人	~
推計値	-5.3
地域医療構想による削減効果	3. 3
医療費適正化計画による削減効果	0.49
介護費の削減効果	0. 51
炭素税収	1.00
逆進性緩和のための給付費用	0
計	0

出典:本稿分析より筆者作成

単位:兆円

本稿では、2025年度のPB黒字化に向けて以下の分析を行ってきた。

#### 歳出改革

- ・地域医療構想・医療適正化計画による歳出削減
- ・介護費用の見直し

### 歳入改革

・仕向地主義炭素税の導入 この結果 PB は以下の表 29 のような結果になり黒字化を実現することができる。 (尚、計の 0 は四捨五入の結果である)

# 参考文献・データ出典

#### 参考文献

· e-Stat「介護給付等実態調査」

(https://www.e-

 $stat.\ go.\ jp/statsearch/files?page=1\&layout=datalist\&toukei=00450049\&tstat=000001074967\&cycle=8\&tclass1=000001118255\&tclass2=000001118257)$ 

2018/11/07 データ取得

・環境省「2016 年度(平成 28 年度)温室効果ガス排出量 2-2\_エネルギー起源 CO2 排出量全体」(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg-

mrv/emissions/youin\_2\_2\_2016.pdf) 2018/11/07 データ取得

・環境省「価格アプローチについて」

(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/cp/arikata/conf07/cp07\_ref05.pdf) 2018/11/06 データ取得

・環境省「『カーボプライシングのあり方に関する検討会』取りまとめ ~ 脱炭素社会への円滑な移行と経済・社会的課題との同時解決に向けて~」

(https://www.env.go.jp/council/06earth/y0619-01/ref01\_02.pdf)

2018/11/08 データ取得

・環境省「諸外国における炭素税等の導入状況」

(https://www.env.go.jp/policy/tax/misc\_jokyo/attach/intro\_situation.pdf) 2018/11/06 データ取得

・経済産業省・資源エネルギー庁「今さら聞けない「パリ協定」 ~何が決まったのか? 私たちは何をすべきか?~」

(http://www.enecho.meti.go.jp/about/special/tokushu/ondankashoene/pariskyotei.ht ml) 2018/11/07 データ取得

・経済産業省・資源エネルギー庁「長期エネルギー需給見通し関連資料」

(http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic\_policy\_subcommittee/mitoshi/011/pdf/011\_07.pdf) 2018/11/07 データ取得

・経済同友会(2018)「新たな財政健全化計画に関する提言

~2045 年度までの長期財政試算を踏まえて~1

(https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2018/180515a.html) 2018/11/08 データ取得

・公益社団法人全日本病院協会「『地域医療構想』: みんなの医療ガイド」

(https://www.ajha.or.jp/guide/28.html) 2018/11/07 データ取得

・国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計 平成 27 年度」

(http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h27/H27.pdf) 2018/11/07 データ取得

- ・国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30 (2018) 年推計)」(http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson18/t-page.asp )2018/11/07 データ取得
- ・財務省「財政に関する資料」

(https://www.mof.go.jp/tax\_policy/summary/condition/a02.html) 2018/11/06 データ 取得

・財務省「税制改正の概要」

(https://www.mof.go.jp/tax\_policy/tax\_reform/index.html) 2018/11/07データ取得

- ・財務省「日本の財政の現状と課題」(http://www.zaisei.mof.go.jp/pdf/05-k01.pdf) 2018/11/06 データ取得
- ・政策シンクタンク PHP 総研「シルバー民主主義「論争」を超えて」

(https://thinktank.php.co.jp/kaeruchikara/4445/?Page=4) 2018/11/08 データ取得

・税理士. com 消費税の次は「貯蓄税」と「死亡消費税」

(https://www.zeiri4.com/c\_1076/n\_202/) 2018/11/07 データ取得

·総務省 2016 家計調査/家計収支編 総世帯 詳細結果表 年間収入五分位階級別 (https://www.e-stat.go.jp/stat-

 $search/files?page=1\&layout=datalist\&toukei=00200561\&tstat=000000330001\&cycle=7\&year=20160\&month=0\&tclass1=000000330001\&tclass2=000000330019\&tclass3=000000330020\&stat\_infid=000031534759\&result\_back=1)\\ 2018/11/07$ 

2018/11/07 データ取得

- ・大和総研「2020 年度の PB 黒字化にはどれだけの歳出抑制が必要か 内閣府中長期試算 (2017 年 7 月) の検討」(https://www.dir.co.jp/report/research/policy-analysis/finance/20170802\_012190.pdf) 2018/11/07 データ取得
- ・大和総研「財政再建で日本経済はどうなるのか? 政府債務残高の削減が中長期的にはマクロ経済へプラスに働く可能性」(https://www.dir.co.jp/report/research/policy-analysis/finance/20180523\_020106.pdf) 2018/11/07 データ取得
- 大和総研「日本経済中期予測」

(https://www.dir.co.jp/report/research/economics/outlook/20180209\_012732.pdf) 2018/11/07 データ取得

- ・土居丈朗(2018)「財政健全化目標の達成に向けて」
- ・土居丈朗(2013)「社会保障と税の一体改革の流れと見通し」『医療経済研究』25巻1号
- ・東京財団政策研究所 税・社会保障調査会「環境消費税ー温暖化対策と税収増で二重の配当を」(https://tax.tkfd.or.jp/?post\_type=article&p=405) 2018/11/06 データ取得
- ・東京財団政策研究所 税・社会保障調査会「仕向地主義炭素税・試案 (1)」 (https://tax.tkfd.or.jp/?post\_type=article&p=505) 2018/11/06 データ取得
- ・東京財団政策研究所 税・社会保障調査会「仕向地主義炭素税・試案(2)懸念への回答」(https://tax.tkfd.or.jp/?post\_type=article&p=511) 2018/11/06 データ取得
- ・東京財団政策研究所 税・社会保障調査会「仕向地主義炭素税・試案 (3):上流課税だけでも実行可能」(https://tax.tkfd.or.jp/?post\_type=article&p=565) 2018/11/06 データ取得
- ・内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)」(https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000207399.pdf) 2018/11/07 データ取得内閣府 平成 17 年度の税制改正の要綱

(https://www.mof.go.jp/tax\_policy/tax\_reform/outline/fy2005/zei001\_youkou.pdf) 2018/11/09 データ取得

・内閣府 中長期の財政に関する試算(2018)

(http://www5.cao.go.jp/keizai3/econome/h30chuuchouki7.pdf) 2018/11/09 データ取得

・内閣府「2016 年度国民経済計算(2011 年基準・2008SNA)フロー編 V. 付表(1)財 貨・サービスの供給と需要」

(http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\_list/kakuhou/files/h28/tables/28s1\_j p.xls) 2018/11/07 データ取得

・みずほ総合研究所「改訂された財政健全化計画」(https://www.mizuho-

ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl180627.pdf ) 2018/11/07 データ取得

・みずほ総合研究所「日本経済の中期見通し」(https://www.mizuho-

ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/jp180704.pdf) 2018/11/07 データ取得

・三菱総合研究所「内外経済の中長期展望 2017-2030 年度」

(https://www.mri.co.jp/news/press/teigen/023173.html) 2018/11/07 データ取得

・三菱 UFI リサーチ&コンサルティング「日本経済の中期見通し(2017~2030 年度)」(http://www.murc.jp/thinktank/economy/economy\_prospect/midium/medium\_1803.pdf) 2018/11/07 データ取得

・Business Journal 金融資産課税で大幅税収増を (https://biz-journal.jp/2018/06/post\_23599\_3.html) 2018/11/07 データ取得

・HUFFPOST 死亡消費税とは何か

(https://www.huffingtonpost.jp/2013/06/18/death-tax\_n\_3457907.html) 2018/11/07 データ取得